

野洲クリーンセンター第二期長期包括運営事業

要求水準書

平成 31 年 4 月 1 日

野洲市

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画概要	1
1 一般概要	1
2 事業の名称	1
3 業務の場所	1
4 業務の内容	1
5 対象施設	1
6 事業期間等	1
7 運転教育	1
8 委託費の支払い	2
第2節 一般事項	4
1 基本方針	4
2 要求水準書の遵守	4
3 関係法令等の遵守	4
4 生活環境影響調査書の遵守	5
5 地元との協定等の遵守	6
6 一般廃棄物処理実施計画書の遵守	6
7 市及び官公庁等の指導等	6
8 官公庁等申請への協力	6
9 市及び所轄官庁への報告	6
10 市への報告	6
11 関連事業等への協力	6
12 市の検査	6
13 マニュアル及び計画書の作成	6
14 基本性能	6
15 運営開始後11年経過した時点での本施設の状態等の確認	7
16 事業期間終了時の引渡し条件等	7
17 処理対象ごみ・搬出物	8
18 公害防止基準	11
19 用役条件	13
20 災害発生時等の協力	13
21 事故発生時の対応	13
第3節 運営・維持管理業務条件	14
1 運営・維持管理業務	14
2 要求水準書記載事項	14
第2章 運営・維持管理体制	15
第1節 組織計画	15

1 全体組織計画	15
2 施設別組織計画	15
第2節 労働安全衛生・作業環境管理	16
第3節 防火管理	16
第4節 連絡体制	16
第5節 施設警備・防犯体制	17
第6節 見学者対応	17
第7節 住民対応	17
第8節 帳票類の管理及び記録の保存	17
第9節 地域振興	18
第10節 その他	18
第3章 搬入管理業務	19
第1節 受付時間	19
第2節 搬入管理	19
第4章 運転管理業務	20
第1節 熱回収施設に係る運転管理業務	20
1 熱回収施設の運転	20
2 運転条件	20
3 年度別搬入量	20
4 年間運転日数	20
5 運転時間	20
6 施設動線	20
7 計画ごみ質	20
8 公害防止基準	20
9 用役条件	20
10 車両の仕様	21
11 搬入物の性状分析	21
12 部品の調達等	21
13 適正処理	21
14 適正運転	21
15 搬出物の性状分析	21
16 運転管理体制	21
17 運転計画の作成	22
18 運転管理マニュアル	22
19 運転管理記録の作成	22
第2節 リサイクルセンターに係る運転管理業務	23
1 リサイクルセンターの運転	23
2 運転条件	23
3 年度別搬入量	23

4 年間運転日数.....	23
5 運転時間.....	23
6 施設動線.....	23
7 計画ごみ質.....	23
8 公害防止基準.....	24
9 用役条件.....	24
10 車両の仕様.....	24
11 最終処分物の引渡し.....	24
12 搬入物の性状分析.....	24
13 適正処理.....	24
14 適正運転.....	24
15 熱回収施設への搬出.....	24
16 資源化物の搬出・資源化の支援.....	24
17 搬出物の性状分析.....	25
18 部品の調達等.....	25
19 運転管理体制.....	25
20 運転計画の作成.....	25
21 運転管理マニュアル.....	25
22 運転管理記録の作成.....	25
第5章 維持管理業務（保守管理・補修点検）.....	26
第1節 熱回収施設に係る維持管理業務.....	26
1 備品・物品・用役の調達計画.....	26
2 備品・物品・用役の管理.....	26
3 施設の機能維持.....	26
4 維持管理計画の作成.....	26
5 点検・検査計画.....	26
6 点検・検査の実施.....	26
7 補修計画の作成.....	28
8 補修の実施.....	28
9 精密機能検査.....	28
10 建築設備の点検・補修.....	28
11 建屋の点検・補修.....	28
12 外構施設の点検・補修.....	28
13 清掃.....	29
14 安全衛生管理・作業環境管理.....	29
15 機器更新.....	29
16 改良保全.....	29
第2節 リサイクルセンターに係る維持管理業務.....	30
1 備品・用役の調達計画.....	30

2 備品・用役の管理.....	30
3 施設の機能維持.....	30
4 維持管理計画の作成.....	30
5 点検・検査計画.....	30
6 点検・検査の実施.....	30
7 補修計画の作成.....	32
8 補修の実施.....	32
9 精密機能検査.....	32
10 建築設備の点検・補修.....	32
11 建屋の点検・補修.....	32
12 外構施設の点検・補修.....	32
13 清掃.....	33
14 安全衛生管理・作業環境管理.....	33
15 機器更新.....	33
16 改良保全.....	33
第6章 環境管理業務.....	34
第1節 環境保全基準.....	34
第2節 環境保全計画.....	34
第3節 作業環境管理基準.....	34
第4節 作業環境管理計画.....	34
第5節 運転に係る停止基準及び要監視基準の設定.....	35
第7章 資源化促進業務.....	36
第1節 資源化物の品質確保.....	36
第2節 資源化の促進協力.....	36
第3節 リユース品の回収.....	36
第8章 情報管理業務.....	37
第1節 運転記録報告.....	37
第2節 点検・検査報告.....	37
第3節 補修・更新報告.....	37
第4節 環境管理報告.....	37
第5節 作業環境管理報告.....	37
第6節 施設情報管理.....	37
第7節 その他管理記録報告.....	38
第9章 余熱利用業務.....	39
第1節 基本事項.....	39
第2節 施設内への供給.....	39
第3節 施設外への供給.....	39
第4節 余熱利用事業への協力.....	39
第5節 余熱供給条件.....	39

第 1 0 章 防災管理業務.....	40
第 1 節 二次災害の防止.....	40
第 2 節 緊急対応マニュアルの作成.....	40
第 3 節 自主防災組織の整備.....	40
第 4 節 防災訓練の実施.....	40
第 5 節 事故報告書の作成.....	40
第 6 節 災害時への対応.....	40
第 1 1 章 その他関連業務.....	41
第 1 節 清掃.....	41
第 2 節 緑化.....	41
第 3 節 防犯・警備.....	41
第 4 節 保険.....	41
第 5 節 その他付属施設の運営・維持管理.....	41

第 1 章 総則

「野洲クリーンセンター第二期長期包括運営事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）は、野洲市（以下「市」という。）が計画する、野洲クリーンセンター第二期長期包括運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下、「事業者」）に対して要求するサービス水準を示すものである。

第1節 計画概要

1 一般概要

本事業は、市が整備する本事業の対象施設に関し、基本性能を発揮させ、安定性、安全性を確保しつつ、効率的に運営・維持管理するものである。

2 事業の名称

野洲クリーンセンター第二期長期包括運営事業

3 業務の場所

滋賀県野洲市大篠原 3335 番地

4 業務の内容

本事業は、搬入管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、資源化促進業務、情報管理業務、余熱利用業務、防災管理業務及びその他関連業務からなる。

なお、市及び事業者の実施する業務及び分担については、別紙 1 に示す。

5 対象施設

本事業の対象施設は表 1.1.1～表 1.1.2 本事業の対象施設に示す。

本事業における業務対象範囲、施設の開場時間は別紙 2 に示す。

6 事業期間等

運営準備期間：契約締結日 ～ 平成 31（2019）年 10 月 31 日

乖離請求期間：平成 31（2019）年 11 月 1 日から平成 32（2020）年 10 月 31 日まで

運営期間：平成 31（2019）年 11 月 1 日 ～ 平成 43（2031）年 10 月 31 日 12 年間

事業期間：契約締結日 ～ 平成 43（2031）年 10 月 31 日

7 運転教育

1) 運転教育計画の作成

事業者は、熱回収施設、リサイクルセンターの運転に関して市と協議の上、運転教育計画を作成しなければならない。また、事業者は、作成した運転教育計画をもとに必要な運転教育を運営準備期間中に第一期運営事業者から引き継ぎを受けなければならない。

2) 運転要員の確保

第一期運営事業者から引き継ぎ等運転教育を受ける要員については、予め事業者が確保すること。

8 委託費の支払い

市は、熱回収施設、リサイクルセンターの運営・維持管理業務に要する対価(以下「委託費」という。)を、運営期間にわたり事業者へ支払う。支払条件等の詳細については、業務委託契約書に定めるものとする。

表 1.1.1 本事業の対象施設【熱回収施設】

施設稼動年度		受電：平成 28 年 6 月 無負荷連動運転：平成 28 年 6 月 火入れ：平成 28 年 6 月 ごみ搬入開始：平成 28 年 6 月（試運転用） 負荷運転調整：平成 28 年 6 月 予備性能試験：平成 28 年 7 月 引渡し性能試験：平成 28 年 8 月 引渡し前点検整備：平成 28 年 8 月～10 月 竣工：平成 28 年 11 月
場所		滋賀県野洲市大篠原 3335
敷地面積		約 3.15ha（リサイクルセンターを含む）
建築面積		1,892.89 m ²
延床面積		2,877.26 m ² （地下槽類は除く）
建築仕様	工場棟構造	鉄筋鉄骨コンクリート造及び鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
炉形式		全連続燃焼式ストーカ炉
施設規模		43t/24h（21.5t/24h×2 炉）
焼却設備	計量設備	トラックスケール（リサイクルセンターと供用）
	受入・供給設備	ピット&クレーン 可燃性粗大ごみ切断機
	燃焼設備	ストーカ方式
	燃焼ガス冷却方式	水噴射式
	排ガス処理設備	ろ過式集じん装置＋触媒脱硝装置
	通風設備	平衡通風方式、空気予熱器、送風機類
	余熱利用設備	場内の給湯（リサイクルセンターも含む） 場外余熱利用施設（平成 32（2020）年 2 月末竣工予定）
	給水設備	生活用：上水 プラント用：上水、山水、雨水
	排水処理設備	生活排水：公共下水道放流 プラント排水：循環再利用（無放流） ごみ汚水：炉内噴霧
	電気設備	高圧受電方式
	計装設備	分散形自動制御システム
煙突	煙突高	50 m
構成施設		熱回収施設（1,893 m ² ）、リサイクルセンター（1,489 m ² ）、計量棟（120 m ² ）（リサイクルセンターと供用）、車庫棟（172 m ² ）、外構設備（リサイクルセンターと供用）

表 1.1.2 本事業の対象施設【リサイクルセンター】

施設稼動年度		受電：平成 28 年 6 月 無負荷連動運転：平成 28 年 6 月 ごみ搬入開始：平成 28 年 6 月（試運転用） 負荷運転調整：平成 28 年 7 月 予備性能試験：平成 28 年 7 月 引渡し性能試験：平成 28 年 8 月 引渡し前点検整備：平成 28 年 8 月～10 月 竣工：平成 28 年 11 月
場所		滋賀県野洲市大篠原 3335
敷地面積		約 3.15ha（熱回収施設を含む）
建築面積		1,489.17 m ²
延床面積		2,110.88 m ² （地下槽類は除く）
建築仕様	工場棟構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
施設規模	不燃・粗大ごみ	7t/5h
	ペットボトル	1t/5h
不燃ごみ・粗大ごみ系統設備	受入供給	ヤード受ホッパ投入方式
	破碎	低速二軸回転式破碎機 衝撃せん断回転式破碎機
	選別	機械選別（磁力選別、粒度選別、アルミ選別、風力選別）
	搬出	バンカ貯留
ペットボトル系統設備	受入供給	ヤード受ホッパ投入方式
	選別	手選別
	搬出	圧縮結束、ヤード貯留
その他設備		剪定枝破碎機

第2節 一般事項

1 基本方針

本事業の運営・維持管理にあたって、事業者は熱回収施設、リサイクルセンターが、市の循環型社会形成の中核であることを十分自覚し、ごみの適正処理に努めるとともに、本事業の主旨を十分理解し、長期的視野に立った事業運営など経済性へも配慮すること。

また、事業の実施にあたっては、地元雇用、地元企業への貢献を十分に配慮するとともに、環境学習の開催や環境保全に関する情報提供、多目的広場や緑地帯の活用など地域住民や利用者への配慮に努めること。

2 要求水準書の遵守

事業者は、要求水準書に記載される要件について、事業期間中遵守すること。

3 関係法令等の遵守

事業者は事業期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」等の関係法令等を遵守すること。表 1.2.1 に関係法令等の例を示す。

表 1.2.1 関係法令等（参考）〔平成 30 年 10 月現在〕

法令名	法令名
環境基本法	地方自治法
循環型社会形成推進基本法	東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	水銀による環境の汚染の防止に関する法律
資源の有効な利用の促進に関する法律	滋賀県自然環境保全条例
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	滋賀県公害防止条例
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）	滋賀県環境影響評価条例
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	滋賀県建築基準条例
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）	滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）	ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）	滋賀県琵琶湖流域下水道条例
化学物質排出把握管理促進法	野洲市生活環境を守り育てる条例
毒物及び劇物取締法	野洲市廃棄物の適正処理及び再利用並びに環境美化に関する条例
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	ボイラー及び圧力容器安全規則
労働基準法	酸素欠乏症等防止規則
労働安全衛生法	特定化学物質障害予防規則
高圧ガス保安法	有機溶剤中毒予防規則
電気用品安全法	粉じん障害防止規則
健康増進法	クレーン等安全規則
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	事務所衛生基準規則
消防法	一般高圧ガス保安規則
大気汚染防止法	廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱
ダイオキシン類対策特別措置法	電気供給約款
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）	土木工事標準示方書
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各工事共通仕様書
ガス事業法	厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」
電気事業法	河川構造物設計基準
道路法	電気設備に関する技術基準
道路交通法	電気工作物の溶接に関する技術基準
道路運送車両法	廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能に関する指針
道路運送法	化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針
水質汚濁防止法	工場電気設備防爆指針
水道法	電力設備に関する技術基準を定める省令・内線規定
下水道法	ごみ処理施設整備の計画・設計要領（社団法人 全国都市清掃会議）
エネルギーの使用の合理化等に関する法律	電気機械器具防爆構造規格
騒音規制法	ボイラー構造規格
振動規制法	圧力容器構造規格
悪臭防止法	日本工業規格（J I S）
土壤汚染対策法	クレーン構造規格（J C A）
水循環基本法	日本電線工業会規格（J C S）
都市計画法	日本照明器具工業会規格（J I L）
建築基準法	電気規格調査会規格（J E C）
計量法	日本電機工業会標準（J E M）
航空法	日本油圧工業会規格（J O H S）
電波法	日本水道協会規格（J W W A）
有線電気通信法	空気調和・衛生工学会規格（H A S S）
建設業法	日本農林規格（J A S）
	日本塗料工業会規格（J P M S）

4 生活環境影響調査書の遵守

事業者は、事業期間中、「野洲市 新クリーンセンター建設に係る生活環境影響調査書」を遵守すること。また、市が実施する事後評価又は事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、市と協議の上、対策を講じること。

5 地元との協定等の遵守

事業者は、地元自治会と市が締結している「新・野洲クリーンセンターの更新整備に関する基本協定書（平成 24 年 3 月 27 付け締結）」、「新野洲クリーンセンターに関する環境保全協定書（平成 26 年 3 月 26 日付け締結）」及び「新野洲クリーンセンター施設運営協定書（平成 28 年 8 月 4 日付け締結）」並びに市が地元との協定に基づき作成した「野洲クリーンセンター公害防止計画書」を遵守すること。

6 一般廃棄物処理実施計画書の遵守

事業者は事業期間中、市が毎年度定める一般廃棄物処理実施計画書を遵守すること。

7 市及び官公庁等の指導等

事業者は事業期間中、市及び官公庁等の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い、熱回収施設、リサイクルセンターの改造等が必要な場合、その費用の負担は業務委託契約書に定める。

8 官公庁等申請への協力

事業者は、市が行う運営・維持管理に係る官公庁等への申請等に全面的に協力し、市の指示により必要な書類、資料等を提出しなければならない。なお、運営・維持管理に係る申請等に関しては、事業者の責任と負担により行うこと。

9 市及び所轄官庁への報告

熱回収施設、リサイクルセンターの運営・維持管理に関して、市及び官公庁が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応すること。なお、官公庁からの報告、記録、資料提供等の要求については市の指示に基づき対応すること。

10 市への報告

熱回収施設、リサイクルセンターの運営・維持管理に関して、市が指示する報告、記録、資料等を速やかに提出すること。

11 関連事業等への協力

事業計画地内及び周辺で市及び関係団体が行う事業等に対し、市の要請に基づき協力すること。

12 市の検査

市が事業者の運転や設備の点検等を含む運営・維持管理全般に対する立ち入り検査を行う時は、事業者は、その監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

13 マニュアル及び計画書の作成

本事業遂行上必要となるマニュアルを作成し市へ報告すること。

14 基本性能

要求水準書に示す基本性能とは、熱回収施設、リサイクルセンターの各設備によって備え持つ施

設としての機能であり、完成図書において保証される内容である。ここで、完成図書とは、建設工事において、各施設の設計を最終的に取りまとめた図書を表す。

15 運営開始後 11 年経過した時点での本施設の状態等の確認

事業者は事業期間終了後の本施設の運営・維持管理について検討を行い、その検討結果を事業期間終了の 9 か月前までに市に報告すること。

そのため、事業者は運営開始後 11 年を経過した時点での施設の状態等を確認するために精密機能検査を行うとともに、用役使用量を含む運転管理、点検検査及び環境管理に係る実績等について市の指示に基づきまとめること。

16 事業期間終了時の引渡し条件等

1) 事業期間終了時における本施設の条件

事業者は、次に規定する状態で市及び市が指定する第三者に引き継ぐこと。

- (1) 本施設が基本性能を満たしていること。
- (2) 市及び市が指定する第三者が要求水準書に従い本施設の運営を運営期間終了後 1 年間継続して行うことにより本施設の基本性能が確保できること。
- (3) 建物の主要構造部、内外仕上げ、設備・措置等に大きな破損等がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な破損及び経年劣化は除く。

2) 本事業終了条件及び性能未達時の対応

本市は、本事業期間終了前に基本性能の満足を確認するため、本施設の機能、効率、能力等の確認を実施し、基本性能を満たしながら運転できる状態にて引渡すことを本事業契約の終了の条件とする。

事業者は、運営期間終了後 1 年の間に、事業者の維持管理に起因する本施設の基本性能が確保できない事態が発生した場合には、事業者は補修等必要な対応を行うこと。

3) 引継ぎ業務

市は、本事業期間終了後も本施設については 10 年間の稼働を予定している。

したがって、本事業の契約終了（平成 43（2031）年 10 月 31 日）後も本施設の運営維持管理業務を継続する予定であるため、市及び市が指定する第三者への引継ぎが可能となるよう以下の業務を行うものとする。

- (1) 本施設の運転、維持管理に必要な書類（運転管理マニュアル、運転管理報告書、点検検査報告書、環境管理報告書）等の整備と提出（様式は市との協議による）
- (2) 市が指定する第三者への引継ぎ業務（事業期間終了前 6 か月間）
- (3) 円滑な業務の開始に必要な教育訓練等の支援

17 処理対象ごみ・搬出物

1) 処理対象ごみ

熱回収施設及びリサイクルセンターの処理対象ごみと搬出物を表 1.2.2～表 1.2.3 に示す。

表 1.2.2 処理対象ごみと搬出物【熱回収施設】

項目		内容
処理対象ごみ	焼却炉	①可燃ごみ ②可燃性破碎残渣 ③古紙（受入時、コンテナに分別・保管）
搬出物		①焼却灰 ②処理飛灰 ③古紙

表 1.2.3 処理対象ごみと搬出物【リサイクルセンター】

項目	内容
処理対象ごみ	①不燃ごみ・粗大ごみ ②ペットボトル ③乾電池（積み替え・保管） ④リユース品（場内取り扱い品）
搬出物	①磁性物 ②アルミ ③可燃物（熱回収施設へ） ④不燃物（不燃残渣含む） ⑤破碎不適物 ⑥ペットボトル ⑦乾電池

2) 計画ごみ質

熱回収施設及びリサイクルセンターの計画ごみ質を表 1.2.4～表 1.2.5 に示す。

(1) ごみの種類

表 1.2.4 実績処理量【熱回収施設】

対象ごみ	年度	日処理量 (t/日) (365 日平均)	年処理量 (t/年)
可燃ごみ 可燃性破碎残渣	H28 年度 (11～3 月)	31.50	4,756
	H29 年度	34.86	12,722
	H30 年度 (4～9 月)	34.79	6,366

表 1.2.5 実績処理量【リサイクルセンター】

年度	対象ごみ	日処理量 (t/日) (365 日平均)	年処理量 (t/年)
H28 年度 (11～3 月)	不燃・粗大ごみ	3.25	491.02
	ペットボトル	0.33	49.35
H29 年度	不燃・粗大ごみ	3.84	1,402.00
	ペットボトル	0.43	155.81
H30 年度 (4～9 月)	不燃・粗大ごみ	4.20	768.06
	ペットボトル	0.53	96.66

表 1.2.6 ごみの種類【リサイクルセンター】

種類	主な対象物	ごみの最大寸法
不燃ごみ・ 粗大ごみ	陶器類、電球類、ガラス類、かたいプラスチック類、小型電気製品、家電製品、家具類、寝具類、その他大型のもの	800mmW×1000mmH×1800mmL
ペットボトル	飲料用、しょうゆ用ペットボトル	最大 4 リットルボトル

(2) ごみ組成

表 1.2.7 計画ごみ質【熱回収施設】

測定項目		単位	計画ごみ質								
			収集可燃ごみ			破砕可燃ごみ			焼却対象計画ごみ質		
			低質時	基準時	高質時	低質時	基準時	高質時	低質時	基準時	高質時
ごみ種類組成	その他	%	0.53	3.19	5.84	2.05	15.51	28.96	1.76	4.61	7.45
	ちゅう芥類	%	0.96	6.93	12.90	0.00	0.00	0.00	2.46	8.29	14.12
	紙・布類	%	28.45	45.02	61.58	0.57	5.79	11.01	33.78	48.12	62.45
	気・竹・わら類	%	3.79	8.17	12.55	1.88	41.59	81.30	2.46	15.52	28.57
	ビニール類	%	28.95	38.64	48.33	7.65	45.47	83.28	19.63	27.05	34.46
	不燃物類	%	0.00	1.06	2.11	0.85	25.48	50.10	0.00	1.61	3.21
単位容積重量		kg/m ³	86.00	118.00	150.00	190.00	270.00	350.00	110.00	140.00	170.00
3成分	水分	%	33.17	44.09	55.00	5.20	17.91	30.62	24.06	34.38	44.70
	灰分	%	2.12	5.43	8.73	4.80	39.91	75.01	3.23	5.78	8.33
	可燃分	%	41.21	50.43	59.65	12.59	39.25	65.91	51.00	60.12	69.23
低位発熱量 (実測値)		kJ/kg	7,360	11,030	14,700	2,650	11,025	19,400	8,610	12,555	16,500
		kcal/kg	1,760	2,635	3,510	630	2,630	4,630	2,060	2,995	3,930
低位発熱量 (計測値)		kJ/kg	6,380	8,340	10,300	2,060	7,130	12,200	8,490	10,445	12,400
		kcal/kg	1,520	1,995	2,470	490	1,700	2,910	2,030	2,500	2,970
元素分析	炭素	%	22.56	31.35	40.14	4.02	24.18	44.33	25.26	29.72	34.18
	水素	%	3.39	4.58	5.77	0.53	3.54	6.54	3.74	4.51	5.27
	窒素	%	0.09	0.46	0.83	0.07	0.52	0.97	0.14	0.28	0.42
	硫黄	%	0.01	0.05	0.09	0.02	0.06	0.10	0.02	0.07	0.11
	塩素	%	0.07	0.19	0.31	0.04	0.16	0.27	0.06	0.28	0.50
	酸素	%	11.46	17.11	22.76	7.92	21.5	35.08	17.70	23.97	30.24

※H28(10~3月)~H30(4~9月)の実績

※元素組成は全て可燃分

表 1.2.8 不燃・粗大ごみ組成【リサイクルセンター】

種別	単位体積重量 (t/m ³)	組成(%)			
		鉄	アルミ	可燃物	不燃物
不燃ごみ	0.13	13.95	1.15	79.12	5.78
粗大ごみ	0.15				

表 1.2.9 【リサイクルセンター】

種別	単位体積重量 (t/m ³)	残渣率 (%)
ペットボトル	0.02	12.5

- 3) ごみ処理フロー・ごみ種別対応一覧
別紙 3 参照のこと。

18 公害防止基準

1) 排ガス基準値

表 1.2.10 排ガス基準

項目	保証値	備考
ばいじん濃度	0.01g/m ³ N 以下	
硫黄酸化物濃度	30ppm 以下	
塩化水素濃度	80mg/m ³ N≒50ppm 以下	
窒素酸化物濃度	50ppm 以下	
一酸化炭素（4 時間平均値）	30ppm 以下	
一酸化炭素（1 時間平均値）	100ppm 以下	
水銀	50 μg/m ³ N 以下	
ダイオキシン類排出濃度	0.05ng-TEQ/m ³ N 以下	

（注）排出濃度は酸素濃度 12%換算値とする

2) 粉じん濃度（リサイクルセンター）

表 1.2.11 粉じん濃度基準

項目	保証値
排気口出口粉じん濃度	0.01g/m ³ 以下
作業環境粉じん濃度	2mg/m ³ 以下

3) 騒音基準

熱回収施設（2 炉定格負荷時）・リサイクルセンターが定格負荷時に敷地境界線上にて表 1.2.8 騒音基準値以下とすること。

表 1.2.8 騒音基準（単位：デシベル）

朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～18:00)	夕 (18:00～ 22:00)	夜間 (22:00～6:00)
50	55	50	45

4) 振動基準

熱回収施設（2 炉定格負荷時）・リサイクルセンターが定格負荷時に敷地境界線上にて表 1.2.9 振動基準値以下とすること。

表 1.2.9 振動基準（単位：デシベル）

昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
60	55

5) 悪臭基準

悪臭基準は、表 1.2.10 悪臭基準値以下とすること。

表 1.2.10 悪臭基準

規制基準		
敷地境界	気体排出口	排水
臭気指数 12 以下	気体排出口の基準値は、悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総令第 39 号）第 6 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する方法で算定された臭気排出強度の許容限度とする。	臭気指数 28 以下

（注）排水は全て下水道放流のため対象となる排水はない。

6) 下水道放流基準

水質基準は野洲市下水道条例第 13 条に基づくものとすること。

7) 白煙防止基準

外気温度 5℃以上、湿度 60%以下において白煙が発生しないこと。

8) 焼却灰基準

(1) 含有基準

ダイオキシン類：3ng-TEQ/g 以下

9) 処理飛灰基準

(1) 溶出基準

アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005mg/L 以下
カドミウム又はその化合物	0.3mg/L 以下
鉛又はその化合物	0.3mg/L 以下
六価クロム又はその化合物	1.5mg/L 以下
ひ素又はその化合物	0.3mg/L 以下
セレン又はその化合物	0.3mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下

(2) 含有基準

ダイオキシン類：3ng-TEQ/g 以下

19 用役条件

熱回収施設、リサイクルセンターにおける用役条件を以下に示す。なお、下記に係る費用負担については、別紙4のとおりとする。

1) 給排水

生活系：上水

プラント系：上水（一部、処理雨水及び処理山水を利用）

2) 電力

3相3線式、6.6kV、60Hz、1回線受電

20 災害発生時等の協力

- 1) 震災その他不測の事態により、要求水準書に示す計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理を市が実施しようとする場合、事業者はその処理・処分に協力しなければならない。この場合、委託費の追加費用は業務委託契約書の定めるところとする。

21 事故発生時の対応

事業者は、万一の事故発生時には応急措置を講じた後に、市・関係官公庁へ速やかに連絡するとともに、熱回収施設、リサイクルセンター内の来場者、市職員及び事業者の従業員の安全を第一に考え、行動すること。また、安全が確認された後は原因の究明と施設の復旧に努め、市とともに周辺住民等への説明会への参加等、必要な措置を講じること。

第3節 運営・維持管理業務条件

1 運営・維持管理業務

運営・維持管理業務は、以下に基づいて行うものとする。

- ① 要求水準書
- ② 業務委託契約書
- ③ その他市の指示するもの

2 要求水準書記載事項

1) 記載事項の補足等

要求水準書で記載された事項は、本事業における基本的部分について定めたものであり、要求水準書に記載されていない事項であっても、熱回収施設・リサイクルセンターを運営・維持管理するために必要と思われるものについては、市の確認を得てすべて事業者の責任及び負担にて実施しなければならない。ただし、本事業に係る法令、制度、許認可等が変更されたことにより、施設、設備の改造等を要するなど、市の責任及び負担にて実施する場合には、この限りではない。

2) 参考図書の取り扱い

要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。事業者は「(参考)」と記載されたものについて、熱回収施設、リサイクルセンターを運営・維持管理するために当然必要と思われるものについては、すべて事業者の責任及び負担において補足・完備させなければならない。

第2章 運営・維持管理体制

第1節 組織計画

1 全体組織計画

事業者は、本事業にかかる組織として、以下により適切な組織構成を計画すること。

- 1) 事業者は、本事業の現場総括責任者として廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設技術管理者）の資格を有する者を選任すること。
- 2) 事業者は、熱回収施設の運転責任者及びリサイクルセンターの運転責任者として、それぞれ廃棄物処理施設技術管理者の資格及び5年以上の実務経験を有する者を専任で配置すること。
- 3) 事業者は、本事業を行うにあたり必要な有資格者を配置すること。

表 2.1.1 本事業の推進にあたって必要な資格(参考)

資格の種類	内容
廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設技術管理者）	維持管理に関する技術上の業務及び維持管理の事務に従事する職員の監督
廃棄物処理施設技術管理者（破砕・リサイクルセンター技術管理者）	維持管理に関する技術上の業務及び維持管理の事務に従事する職員の監督
安全管理者	安全に係る管理 （常時50人以上の作業員を使用する事業場）
衛生管理者	衛生に係る管理 （常時50人以上の作業員を使用する事業場）
安全衛生推進者	安全衛生に係る管理 （常時10人以上50人未満の作業員を使用する事業場）
電気主任技術者	自家用電気工作物の工事、保安業務
危険物取扱者	危険物の取り扱い、定期点検、保安監督
酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏症のみが発生するおそれのある作業
酸素欠乏危険作業従事者	酸素欠乏症のみが発生するおそれのある作業
有機溶剤作業主任者	有機溶剤を取扱う作業
有機溶剤作業従事者	有機溶剤を取扱う作業
特定化学物質作業主任者	塩酸等特定化学物質を取扱う作業
クレーン運転士	クレーン等の運転
玉掛け作業	クレーン等の玉掛けの業務
フォークリフト運転者	フォークリフトの運転作業
ショベルローダ運転者	ショベルローダの運転作業

※業務内容については、関係法令を遵守すること。

2 施設別組織計画

- 1) 事業者は本事業において、熱回収施設及びリサイクルセンターに適切な組織構成を計画すること。
- 2) 事業者は、熱回収施設及びリサイクルセンターの各施設の管理運営に必要な有資格者及び人員を確保すること。なお、本章第1節1の1)、2)において選任・配置する廃棄物処理施設技術管理者を除き、関係法令、所轄官公庁の指導を遵守する範囲において、有資格者及び人員の施設間での兼任は可能とする。

第2節 労働安全衛生・作業環境管理

事業者は、本事業にかかる労働安全衛生・作業環境管理として、以下により計画すること。

- 1) 事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員の安全と健康を確保するために、本事業に必要な管理者、組織等を整備すること。
- 2) 事業者は、整備した安全衛生管理体制について市に報告し市の承諾を得ること。安全衛生管理体制にはダイオキシン類へのばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含むこと。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告すること。
- 3) 事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従業員に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- 4) 事業者は、「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第0110 第1号、平成26年1月10日）に基づきダイオキシン類対策委員会を設置し、委員会において策定される「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を遵守すること。
- 5) 事業者は、「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第0110 第1号、平成26 承認年1月10日）に基づき、従業員のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- 6) 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全衛生上、問題がある場合は、市と協議の上、施設の改善を行うこと。
- 7) 事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員に対して健康診断を実施し、その結果に対する対策を行うこと。
- 8) 事業者は、従業員に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- 9) 事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に市に連絡し、市の参加について協議すること。
- 10) 事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

第3節 防火管理

- 1) 事業者は、消防法等関係法令に基づき、対象施設の防火上必要な組織等を整備すること。
- 2) 事業者は、整備した防火管理体制について市に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告し市の承諾を得ること。
- 3) 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、市と協議の上、施設の改善を行うこと。
- 4) 特に、熱回収施設及びリサイクルセンターのごみピット・コンベアについては、入念な防火管理を行うこと。

第4節 連絡体制

事業者は、平常時及び緊急時の市等への連絡体制を整備し、報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告すること。

第5節 施設警備・防犯体制

- 1) 事業者は、場内の警備体制を整備すること。
- 2) 事業者は、整備した施設警備・防犯体制について市に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告し市の承諾を得ること。
- 3) 事業者は、場内警備を実施すること。
- 4) 事業者は、施設の夜間・休日の施錠管理を実施すること。

第6節 見学者対応

熱回収施設、リサイクルセンターの見学を希望する者の日程調整及び行政対応は市が行うこととし、見学者案内説明、見学者用パンフレット（大人、子ども各 1,000 部/年程度）印刷、見学施設の維持管理については事業者が行うこと。

第7節 住民対応

- 1) 事業者は、常に適切な運営・維持管理を行うことにより、周辺の住民の理解、協力を得ること。なお、住民等による意見等があった場合、即時市に報告すること。事業者は市から協力要請があった場合は市職員の指示に従い、対処すること。
- 2) 事業者は、市の要請に伴い、一般廃棄物処理施設運営協議会、大篠原地域環境保全対策委員会及び地元自治会の環境整備委員会等会議に出席し、必要に応じて説明するとともに、協議内容を遵守しなければならない。

第8節 帳票類の管理及び記録の保存

事業者は、各施設の管理運営に必要な帳票類を整備し管理運用する。なお、帳票リスト及び様式については、市との協議の上、決定する。

表 2.8.1 帳票類の種類（参考）

No	名称	No	名称
1	職員配置表	7	ごみ処理施設維持管理状況報告
2	勤務体制編成表	8	設備（機器）台帳
3	運転日報・月報・年報	9	検査台帳
4	機器運転・作業日誌	10	給油台帳
5	受電変電設備日誌	11	予備品・消耗品台帳
6	試験検査日誌	12	その他必要な書類

第9節 地域振興

事業者は、本施設の運営・維持管理にあたっては次の項目に留意すること。

- 1) 市内での雇用促進の配慮
- 2) 地元企業からの用役、材料の調達、納品についての配慮
- 3) 障がい者、高齢者の雇用の配慮
- 4) 緑地帯の活用
- 5) 本施設周辺の住民や地元企業との信頼性の構築
- 6) 環境保全に関する情報の発信及び環境教育

第10節 その他

代表企業または構成企業のうち、少なくとも1社以上は野洲市企業内人権推進協議会へ入会すること。

第3章 搬入管理業務

第1節 受付時間

- 1) 計量棟における受付時間は、原則、平日、土曜日及び祝日の 9:00～16:00（12:00～13:00 を除く）とする。
- 2) 日曜日、年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）、平日夜間等は受付時間外とする。ただし、県下一斉清掃（年 6 日）、小中学校・幼稚園 PTA 清掃（年 1 日）の計 7 日は日曜日の受入を行うこと。
- 3) 市から指示があった場合は、受付時間外の臨時受入も行うこと。

第2節 搬入管理

- 1) 事業者は、受付管理業務、計量業務、搬入車両の案内・指示・誘導業務、料金徴収代行業務、ごみの搬入管理業務を行う。
- 2) 事業者は受付管理業務として、計量棟における収集車、登録業者、一般搬入者、薬剤等副資材及び回収物等の搬入・搬出車両の記録・確認・管理を行う。
- 3) 事業者は計量業務として搬入車両、搬出車両の計量業務及びこれらに係る計量記録の管理を行う。
事業者は、搬入車両の案内・指示・誘導業務として計量棟で搬入・搬出車両の案内、指示及び誘導の業務を行う。また、熱回収施設、リサイクルセンターでの廃棄物の投入・荷降ろし場所等について案内・指示・誘導・荷降ろし補助を行う。特に荷降ろし補助については、必要な人員数を配置し円滑に搬入が行われるよう留意すること。荷降ろし場所への案内については、基本的に熱回収施設またはリサイクルセンターでのワンストップ対応とすること。
- 4) 事業者は、料金代行業務として本施設に直接ごみを搬入しようとする者より、市が定める料金を、市が定める方法で市に代わり徴収し、徴収した料金を契約書に定める方法によって市へ引き渡すこと。また、事業者は徴収した料金に対して領収書を発行し写しを保管すること。
- 5) 市は、市民や事業者に対して「野洲市ごみ分別名人」（後日予定している参考資料の配布・閲覧時に配布する。）などにより、ごみの排出について啓発に努めているが、処理対象ごみ以外のものが混入される場合がある。事業者は、善管注意義務を持って搬入ごみを監視し、市の定める搬入区分及び別紙 3 に従いごみを受け入れ、処理対象ごみ以外のものの混入防止に努めなければならない。対応が困難な場合は市に報告し指示を受けること。また、処理対象ごみ以外のものを発見した場合は、市に報告し指示を受けること。
- 6) 事業者は、市が搬入車両に対してプラットホーム内で不定期に行う搬入検査に協力すること。

第4章 運転管理業務

第1節 熱回収施設に係る運転管理業務

1 熱回収施設の運転

事業者は、熱回収施設の各設備を適切に運転し、熱回収施設の基本性能（第1章 第2節 13 参照）を発揮し、関係法令、熱回収施設の公害防止基準等を遵守し、搬入される廃棄物を適正に処理するとともに、経済的運転に努めること。

2 運転条件

事業者は以下に示す運転条件に基づき、施設を適切に運転管理すること。

3 年度別搬入量

年度別搬入量は、表 3.1.1 に示すとおりである。

表 3.1.1 年度別実績搬入量 (t/年)

		H28年度 (11～3月)	H28年度 (合計)	H29年度	H30年度 (4～9月)	H30年度 (10～3月)	H30年度 (合計)	H31年度 (4～10月)
熱回収 施設	収集可燃ごみ	2,926	7,018	7,282	3,683	3,575	7,258	4,254
	直接搬入可燃ごみ	490	1,157	1,261	639	605	1,243	739
	破碎後可燃ごみ	375	960	1,119	608	520	1,128	667
	減容選別可燃ごみ	7	24	23	13	12	24	14
	事業系可燃ごみ	1,109	2,678	2,746	1,354	1,356	2,710	1,598
	合計	4,907	11,837	12,431	6,297	6,068	12,363	7,272

4 年間運転日数

熱回収施設の年間運転日数は、搬入される廃棄物を滞りなく処理することを条件とすること。

5 運転時間

熱回収施設の運転時間は 24h/日とする。

6 施設動線

- 1) 場内の動線については、別途市の指示する動線を遵守すること。
- 2) 緊急時の動線については市と協議すること。

7 計画ごみ質

第1章 第2節 16 参照

8 公害防止基準

第1章 第2節 17 参照

9 用役条件

第1章 第2節 18 参照

10 車両の仕様

運転管理に必要な車両は、熱回収施設の運転管理・維持管理に支障のない車両を選定すること。

11 搬入物の性状分析

事業者は、熱回収施設に搬入された廃棄物の性状について、定期的に4回／年、分析・管理を行うこと。

12 部品の調達等

事業者は、熱回収施設の運転管理業務に必要な部品の調達を自ら行うこと。ただし、熱回収施設の施工企業の特定制品調達の調達等に際し、施工企業の協力を求めることができる。

13 適正処理

事業者は、関係法令、熱回収施設の公害防止基準等を遵守し、搬入された廃棄物を適正に処理すること。特にダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行うこと。

14 適正運転

事業者は、熱回収施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査（精密機能検査、法定点検、定期点検、日常点検等）によって確認すること。

処理飛灰の水銀又はその化合物においては、再発防止措置計画に基づく、安定運転管理マニュアルにより、自主基準値（運転管理値）0.0015mg/L以下を設けて監視及び管理を実施しており、原則、安定運転マニュアルを守ること。

なお、他の重金属の溶出対策も含めて、大阪湾フェニックス受入基準を超過することのないよう、より安定した監視方法、管理方法及び処理方法を、事業者の責任のもとに提案することができる。

（参考）

現状の水銀濃度管理方法については、飛灰原灰の含有水銀濃度分析（加熱気化測定装置）を毎日（3時間に1回を3回程度）行い、原灰の水銀濃度が高い（自主基準値（運転管理値）0.0015mg/L）場合、処理飛灰の溶出試験を実施している（現状2日/月程度）。

現状、再発防止措置計画に基づく、建設業者の安定運転管理マニュアルにより、ピペラジン系のキレート剤10%添加で、水銀溶出値0.004 mg/L未滿を達成している。なお、飛灰原灰中の水銀含有量は、最大100～200 mg/kg程度を想定している。

15 搬出物の性状分析

- 1) 事業者は、熱回収施設より搬出する焼却灰、処理飛灰の量について計量・管理を行うこと。
- 2) 事業者は、熱回収施設より搬出する焼却灰、処理飛灰の性状について定期的に分析・管理を行うこと。性状については、受け入れ先の受入基準を厳守できるよう、適切に管理を行うこと。

16 運転管理体制

- 1) 事業者は、熱回収施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備すること。
- 2) 事業者は、整備した運転管理体制について市に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告すること。

17 運転計画の作成

- 1) 事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、市へ報告し、承諾を得ること。
- 2) 事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、市へ報告すること。
- 3) 事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画に変更が生じる場合、市へ報告し、計画の変更をしなければならない。

18 運転管理マニュアル

- 1) 事業者は、熱回収施設の運転操作に関して、運転管理上の目安としての自主管理値を設定するとともに、操作手順及び方法について取扱説明書に基づいて基準化した運転管理マニュアルを作成し、市へ報告すること。また、運転管理マニュアルに基づいた運転を実施しなければならない。
- 2) 事業者は、策定した運転管理マニュアルについて、施設の運転にあわせて随時改善していかなければならない。
- 3) 事業者は、新しく運転管理マニュアルを策定する際または運転管理マニュアルを更新した際は市に報告し承諾を得ること。

19 運転管理記録の作成

事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録するとともに、分析値、点検等の内容を含んだ運転日誌、日報、月報、年報等を作成しなければならない。

第2節 リサイクルセンターに係る運転管理業務

1 リサイクルセンターの運転

事業者は、リサイクルセンターの各設備を適切に運転し、リサイクルセンターの基本性能（第1章 第2節 13 参照）を発揮し、関係法令、リサイクルセンターの公害防止基準等を遵守し、搬入される廃棄物を適正に処理するとともに、経済的運転に努めること。

2 運転条件

事業者は以下に示す運転条件に基づき、施設を適切に運転管理すること。

3 年度別搬入量

年度別搬入量は、表 3.2.1 に示すとおりである。

表 3.2.1 年度別実績搬入量 (t/年)

		H28年度 (11～3月)	H28年度 (合計)	H29年度	H30年度 (4～9月)	H30年度 (10～3月)	H30年度 (合計)	H31年度 (4～10月)
リサイ クルセ ンター	収集不燃ごみ	161	428	426	222	214	435	254
	収集粗大ごみ	83	222	205	107	107	214	121
	直接搬入不燃ごみ	109	214	287	113	125	238	152
	直接搬入粗大ごみ	138	365	483	323	212	535	302
	小計（不燃・粗大）	491	1,229	1,401	765	658	1,422	829
	収集ペットボトル	49	154	55	95	77	172	100
	直接搬入ペットボトル	0	1	1	2	1	2	1
	小計（ペットボトル）	49	155	156	97	78	174	101
	合計	540	1,384	1,557	862	736	1,596	930

※なお、直搬粗大ごみのうち、

- ・可燃性粗大ごみ 25t/年程度（熱回収施設可燃性粗大ごみ切断機へ）
- ・剪定枝 25t/年程度（剪定枝破砕機へ）
- ・ポケットコイル式のスプリングベット 300 個/年程度

4 年間運転日数

リサイクルセンターの年間運転日数は、搬入される廃棄物等を滞りなく処理することを条件とすること。

5 運転時間

施設の運転時間は 5h/日を基本とし、廃棄物処理の状況によっては適宜調整すること。

6 施設動線

- 1) 場内の動線については、別途市の指示する動線を遵守すること。
- 2) 緊急時の動線については市と協議すること。

7 計画ごみ質

第1章 第2節 16 参照

8 公害防止基準

第1章 第2節 17 参照

9 用役条件

第1章 第2節 18 参照

10 車両の仕様

運転管理に必要な車両（重機類含む）は、リサイクルセンターの運転管理・維持管理に支障のない車両を選定すること。

11 最終処分物の引渡し

事業者は、最終処分物について、場内にて保管・貯留し、市が所有する最終処分場（蓮池の里第二処分場）への搬出までを行う。

12 搬入物の性状分析

事業者は、本施設に搬入された廃棄物の性状について、定期的に分析・管理を行うこと。

13 適正処理

事業者は、関係法令、リサイクルセンターの公害防止基準等を遵守し、搬入された廃棄物を適正に処理すること。また、処理困難物は破碎前に、重機の使用等による解体等の前処理を行い、処理不適物の発生抑制に努めること。

14 適正運転

事業者は、施設の運転が、関係法令、リサイクルセンターの公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査（精密機能検査、法定点検、定期点検、日常点検等）によって確認すること。

15 熱回収施設への搬出

事業者は、リサイクルセンターより発生する不燃・粗大ごみの破碎後可燃物、資源ごみ処理後の可燃物をリサイクルセンターより熱回収施設へ運搬すること。

16 資源化物の搬出・資源化の支援

- 1) 事業者は、リサイクルセンターで選別・回収した資源化物を、保管・貯留し、市が手配した資源化業者の車両への積み込み作業まで行う。
- 2) 事業者は、リサイクルセンターより回収される選別後の不燃残渣（年間 83 t 程度）について、場内にて保管・貯留し、市が所有する最終処分場（蓮池の里第二処分場）への搬出までを行う。
- 3) 事業者は、ペットボトル、アルミニウム類、鉄類等の資源化物の資源化方法を提案することは可能である。

17 搬出物の性状分析

- 1) 事業者は、リサイクルセンターの選別系統より回収する資源化物、不適物、処理残渣、不燃・粗大ごみの破碎後可燃物、資源ごみ処理後の可燃物の量について管理を行うこと。
- 2) 事業者は、リサイクルセンターの選別系統より回収する資源化物、不適物、処理残渣、不燃・粗大ごみの破碎後可燃物、資源ごみ処理後の可燃物の性状について必要に応じて分析・管理を行うこと。

18 部品の調達等

事業者は、リサイクルセンターの運転管理業務に必要な部品の調達を自ら行うこと。ただし、リサイクルセンターの施工企業の特定制品品の調達等に際し、施工企業の協力を求めることができる。

19 運転管理体制

- 1) 事業者は、リサイクルセンターを適切に運転するために、運転管理体制を整備すること。
- 2) 事業者は、整備した運転管理体制について市に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告すること。

20 運転計画の作成

- 1) 事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、市へ報告し、承諾を得ること。
- 2) 事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、市へ報告すること。
- 3) 事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画に変更が生じる場合、市へ報告し、計画の変更をしなければならない。

21 運転管理マニュアル

- 1) 事業者は、リサイクルセンターの運転操作に関して、運転管理上の目安としての自主管理値を設定するとともに、操作手順及び方法について取扱説明書に基づいて基準化した運転管理マニュアルを作成し、市へ報告すること。また、運転管理マニュアルに基づいた運転を実施しなければならない。
- 2) 事業者は、策定した運転管理マニュアルについて、施設の運転にあわせて随時改善していくこととする。
- 3) 事業者は、新しく運転管理マニュアルを策定する際または運転管理マニュアルを更新した際は市に報告し承諾を得ること。

22 運転管理記録の作成

事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録するとともに、分析値、点検等の内容を含んだ運転日誌、日報、月報、年報等を作成しなければならない。

第5章 維持管理業務（保守管理・補修点検）

第1節 熱回収施設に係る維持管理業務

1 備品・物品・用役の調達計画

事業者は、熱回収施設の年間運転計画及び月間運転計画に基づき、経済性を考慮した主要な備品・物品・用役の調達計画（年間調達計画）を作成し、市へ報告すること。

2 備品・物品・用役の管理

事業者は、調達計画に基づき調達した備品・物品・用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

3 施設の機能維持

1) 事業者は、熱回収施設の基本性能（第1章 第2節 13 参照）を事業期間にわたり維持すること。

2) 事業者は、熱回収施設の公害防止基準（第1章 第2節 17 参照）を事業期間にわたり遵守すること。

4 維持管理計画の作成

1) 事業者は、熱回収施設の年間運転計画及び月間運転計画に基づき事業期間を通じた維持管理計画を作成し、市へ報告し、承諾を得ること。

2) 事業者は、事業期間を通じた維持管理計画に基づき、各年度毎の維持管理計画を作成し市に報告すること。

3) 事業者は、作成した各年度毎の維持管理計画に変更が生じる場合、市に報告し、承諾を得ること。

5 点検・検査計画

1) 事業者は、点検及び検査を効率的に実施できるように点検・検査計画を策定すること。

2) 点検・検査計画については、日常点検、定期点検、法定点検及び自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、事業期間を通じたもの）を作成し、点検・検査計画書は市へ報告すること。

3) 全ての点検・検査は、運転の効率性や安全性を考慮し計画すること。日常点検・定期点検項目（参考）を表 5.1.1 に、法定点検項目（参考）を表 5.1.2 に示す。

6 点検・検査の実施

1) 点検・検査は毎年度提出する点検・検査計画書に基づいて実施すること。

2) 日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、事業者は臨時点検を実施すること。

3) 点検・検査に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた期間又は市との協議による期間保管すること。

4) 点検・検査結果報告書を作成し市へ報告すること。

表 5.1.1 日常点検・定期点検項目（参考）

	項 目	点検内容	作業内容	備 考
1	日常点検	機械設備、建築機械設備、建築電気設備に係る点検清掃等の簡易な点検及び保全作業により使用設備の維持管理を行う。	・作業開始前、運転中、作業終了時の機器等の点検 ・清掃 ・機器の増し締め、調整 ・消耗品の交換 ・潤滑油の給油 ・樹脂類の交換	
		建屋の点検、清掃を行い常に良好な環境を保つ。	・建屋の外壁、屋根の防水 ・見学者の立ち入る場所等の清掃	
		外構施設の維持管理、点検を行い常に良好な環境を保つ	・樹木・植栽の維持管理、清掃 ・構内道路、駐車場及びトイレの点検、清掃	
		必要な箇所の除雪を行い、安全を確保する。	・点検・除雪作業	
2	定期点検	機器の故障等を未然に防止するため、定期的に点検を行う。（週例、月例、3月、6月、1年点検等）	・巡回点検 ・日常保全のチェック	点検に基づき必要となる予備品の交換作業及びオーバーホール等の作業は補修とし、点検に含まない。

表 5.1.2 法定点検項目（参考）

対 象	適用法令		項 目	実施頻度
一般廃棄物処理施設	廃掃法施行規則	第 5 条	精密機能検査	3 年に 1 回以上
計量機	計量法	第 21 条	定期検査	2 年ごとに 1 回
クレーン	クレーン等安全規則	第 34 条	定期自主検査（年次点検）	1 年以内ごとに 1 回
		第 35 条	定期自主検査（月次点検）	1 月以内ごとに 1 回
		第 36 条	作業開始前の点検	その日の作業開始前
		第 40 条	性能検査	2 年以内ごとに 1 回
エレベーター	クレーン等安全規則	第 154 条	定期自主検査（年次点検）	1 年以内ごとに 1 回
		第 155 条	定期自主検査（月次点検）	1 月以内ごとに 1 回
		第 159 条	性能検査	2 年に 1 回
	建築基準法	第 12 条	定期検査	1 年ごとに 1 回
地下タンク	消防法	第 14 条の 3	定期点検	1 年に 1 回以上
消防用設備	消防法施行規則	第 31 条の 6	総合点検	1 年に 1 回以上
			機能点検	6 月に 1 回以上
貯水槽	水道法施行規則	第 56 条	清掃点検	1 年以内ごとに 1 回
自家用電気工作物（受変電設備他）	電気事業法	第 42 条	年次点検	（1 年ごとに 1 回）
			月例点検	（1 月ごとに 1 回）

7 補修計画の作成

- 1) 事業者は、受注後直ちに事業期間を通じた補修計画を作成し、市へ報告し、承諾を得ること。
- 2) 事業期間を通じた補修計画は、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、市へ報告すること。
- 3) 点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、市へ報告すること。
- 4) 事業者が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果より、熱回収施設の基本性能を維持するための設備・機器の部分取替、修理、調整である。

8 補修の実施

補修の主な範囲は以下の(1)、(2)、(3)のとおりであり、補修内容は消耗品を除く予備品等の取換、定期点検に基づくオーバーホール作業・調整をいう。

- (1) 点検・検査結果より、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整
- (2) 設備が故障した場合の修理、調整
- (3) 再発防止のための修理、調整

9 精密機能検査

事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」(昭和46年厚生省令第35号)第5条及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」(昭和46年10月25日環整第45号)に基づき3年に1回以上の頻度で精密機能検査を行い、本施設の機能、効率及び能力等の性能を確認するとともにその性能の維持に努めること。

また、精密機能検査の実施にあたっては精密機能検査要領書を作成し、市の承諾を得るとともに検査結果を市に報告すること。

なお、精密機能検査の環境分析を行う業者は、年間で行う環境分析の業者とは異なる第三者で実施すること。

10 建築設備の点検・補修

事業者は、熱回収施設の照明・採光設備、給排水衛生設備、空調設備等の建築設備の点検を定期的に行い、点検結果を市に報告するとともに、適切な修理交換等を実施すること。特に見学者等第三者が立ち入る場所については、適切に点検を行うこと。

11 建屋の点検・補修

事業者は、維持管理計画に基づき建屋の点検を定期的に行い、点検結果を市に報告するとともに、適切な修理等を実施すること。特に見学者等第三者が立ち入る場所については、適切に点検を行うこと。

12 外構施設の点検・補修

事業者は、維持管理計画に基づき外構施設の点検を定期的に行い、点検結果を市に報告するとともに、適切な修理等を実施すること。特に見学者等第三者が立ち入る場所については、適切に点検を行うこと。

13 清掃

事業者は、熱回収施設の清掃計画を作成し、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。

14 安全衛生管理・作業環境管理

- 1) 事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- 2) 事業者は、作業環境に関する調査・計測を行い、作業環境管理報告書を市へ提出すること。
- 3) 事業者は、熱回収施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- 4) 安全作業マニュアルは熱回収施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。

15 機器更新

- 1) 事業者は、事業期間内における熱回収施設の基本性能（第1章 第2節13参照）を維持するために、受注後直ちに機器の耐用年数を考慮した事業期間にわたる更新計画を作成し、市へ報告すること。
- 2) 事業期間を通じた更新計画は、点検・検査結果に基づき更新し、市へ報告すること。
- 3) 更新計画を踏まえた、機器の更新は市が行う。

16 改良保全

事業者は、改良保全を行おうとする場合は、改良保全に関する計画を提案し市と協議すること。

第2節 リサイクルセンターに係る維持管理業務

1 備品・用役の調達計画

事業者はリサイクルセンターの年間運転計画及び月間運転計画に基づき、経済性を考慮した備品・用役の調達計画（年間調達計画）を作成し、市へ報告すること。

2 備品・用役の管理

事業者は、調達計画に基づき調達した備品・什器・物品・用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

3 施設の機能維持

- 1) 事業者は、リサイクルセンターの基本性能（第1章 第2節13参照）を事業期間にわたり維持すること。
- 2) 事業者は、リサイクルセンターの公害防止基準（第1章 第2節17参照）を事業期間にわたり維持すること。

4 維持管理計画の作成

- 1) 事業者は、リサイクルセンターの年間運転計画及び月間運転計画に基づき事業期間を通じた維持管理計画を作成し、市へ報告し、承諾を得ること。
- 2) 事業者は、事業期間を通じた維持管理計画に基づき、各年度毎の維持管理計画を作成し市に報告すること。
- 3) 事業者は、作成した各年度毎の維持管理計画に変更が生じる場合、市に報告し、承諾を得ること。

5 点検・検査計画

- 1) 事業者は、点検及び検査を効率的に実施できるように点検・検査計画を策定すること。
- 2) 点検・検査計画については、日常点検、定期点検、法定点検及び自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、事業期間を通じたもの）を作成し、点検・検査計画書は市へ報告すること。
- 3) 全ての点検・検査は、運転の効率性や安全性を考慮し計画すること。日常点検・定期点検項目（参考）を表5.2.1に、法定点検項目（参考）を表5.2.2に示す。

6 点検・検査の実施

- 1) 点検・検査は毎年度提出する点検・検査計画書に基づいて実施すること。
- 2) 日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、事業者は臨時点検を実施すること。
- 3) 点検・検査に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた期間又は市との協議による期間保管すること。
- 4) 点検・検査結果報告書を作成し市へ報告すること。

表 5.2.1 日常点検・定期点検項目（参考）

	項 目	点検内容	作業内容	備 考
1	日常点検	機械設備、建築機械設備、建築電気設備に係る点検清掃等の簡易な点検及び保全作業により使用設備の維持管理を行う。	・作業開始前、運転中、作業終了時の機器等の点検 ・清掃 ・機器の増し締め、調整 ・消耗品交換 ・潤滑油の給油 ・樹脂類の交換	
		建屋の点検、清掃を行い常に良好な環境を保つ。	・建屋の外壁、屋根の防水 ・見学者の立ち入る場所等の清掃	
		外構施設の維持管理、点検を行い常に良好な環境を保つ	・樹木・植栽の維持管理、清掃 ・構内道路、駐車場及びトイレの点検、清掃	
		必要な箇所の除雪を行い、安全を確保する。	・点検・除雪作業	
2	定期点検	機器の故障等を未然に防止するため、定期的に点検を行う。（週例、月例、3月、6月、1年点検等）	・巡回点検 ・日常保全のチェック	点検に基づき必要となる予備品の交換作業及びオーバーホール等の作業は補修とし、点検に含まない。

表 5.2.2 法定点検項目（参考）

対 象	適用法令		項 目	実施頻度
一般廃棄物処理施設	廃掃法施行規則	第 5 条	精密機能検査	3 年に 1 回以上
計量機	計量法	第 21 条	定期検査	2 年ごとに 1 回
エレベーター	クレーン等安全規則	第 154 条	定期自主検査（年次点検）	1 年以内ごとに 1 回
		第 155 条	定期自主検査（月次点検）	1 月以内ごとに 1 回
		第 159 条	性能検査	2 年に 1 回
	建築基準法	第 12 条	定期検査	1 年ごとに 1 回
地下タンク	消防法	第 14 条の 3	定期点検	1 年に 1 回以上
消防用設備	消防法施行規則	第 31 条の 6	総合点検	1 年に 1 回以上
			機能点検	6 月に 1 回以上
貯水槽	水道法施行規則	第 56 条	清掃点検	1 年以内ごとに 1 回
自家用電気工作物（受変電設備他）	電気事業法	第 42 条	年次点検	（1 年ごとに 1 回）
			月例点検	（1 月ごとに 1 回）

7 補修計画の作成

- 1) 事業者は、受注後直ちに事業期間を通じた補修計画を作成し、市へ報告し、承諾を得ること。
- 2) 事業期間を通じた補修計画は、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、市へ報告すること。
- 3) 点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、市へ報告すること。
- 4) 事業者が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果より、リサイクルセンターの基本性能を維持するための設備・機器の部分取替、修理、調整である。

8 補修の実施

補修の主な範囲は以下の(1)、(2)、(3)のとおりであり、補修内容は消耗品を除く予備品等の取換、定期点検に基づくオーバーホール作業・調整をいう。

- (1) 点検・検査結果より、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整
- (2) 設備が故障した場合の修理、調整
- (3) 再発防止のための修理、調整

9 精密機能検査

事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」(昭和46年厚生省令第35号)第5条及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」(昭和46年10月25日環整第45号)に基づき3年に1回以上の頻度で精密機能検査を行い、本施設の機能、効率及び能力等の性能を確認するとともにその性能の維持に努めること。

また、精密機能検査の実施にあたっては精密機能検査要領書を作成し、市の承諾を得るとともに検査結果を市に報告すること。

なお、精密機能検査の環境分析を行う業者は、年間で行う環境分析の業者とは異なる第三者で実施すること。

10 建築設備の点検・補修

事業者は、リサイクルセンターの照明・採光設備、給排水衛生設備、空調設備等の建築設備の点検を定期的に行い、点検結果を市に報告するとともに、適切な修理交換等を実施すること。特に見学者等第三者が立ち入る場所については、適切に点検を行うこと。

11 建屋の点検・補修

事業者は、維持管理計画に基づき建屋の点検を定期的に行い、点検結果を市に報告するとともに、適切な修理等を実施すること。特に見学者等第三者が立ち入る場所については、適切に点検を行うこと。

12 外構施設の点検・補修

事業者は、維持管理計画に基づき外構施設の点検を定期的に行い、点検結果を市に報告するとともに、適切な修理等を実施すること。特に見学者等第三者が立ち入る場所については、適切に点検を行うこと。

13 清掃

事業者は、リサイクルセンターの清掃計画を作成し、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。

14 安全衛生管理・作業環境管理

- 1) 事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- 2) 事業者は、作業環境に関する調査・計測を行い、作業環境管理報告書を市へ報告すること。
- 3) 事業者は、リサイクルセンターにおける標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- 4) 安全作業マニュアルはリサイクルセンターの作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。

15 機器更新

- 1) 事業者は、事業期間内における熱回収施設の基本性能（第1章 第2節 13 参照）を維持するために、受注後直ちに機器の耐用年数を考慮した事業期間にわたる更新計画を作成し、市へ報告すること。
- 2) 事業期間を通じた更新計画は、点検・検査結果に基づき更新し、市へ報告すること。
- 3) 更新計画を踏まえた、機器の更新は市が行う。

16 改良保全

事業者は、改良保全を行おうとする場合は、改良保全に関する計画を提案し市と協議すること。

第6章 環境管理業務

第1節 環境保全基準

- 1) 事業者は、熱回収施設、リサイクルセンターの公害防止基準、関係法令、「野洲市 新クリーンセンター建設に係る生活環境影響調査書」、地元自治会との「新野洲クリーンセンターに関する環境保全協定書」等を満足する環境保全基準を定めること。
- 2) 事業者は、運営・維持管理にあたり、環境保全基準を遵守すること。
- 3) 法改正等により環境保全基準を変更する場合は、市と協議すること。

第2節 環境保全計画

- 1) 事業者は、事業期間中、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画(別紙5参照)を作成し、市へ報告すること。
- 2) 事業者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- 3) 事業者は、環境保全基準の遵守状況について市へ報告すること。

第3節 作業環境管理基準

- 1) 事業者は、熱回収施設、リサイクルセンターの運営において廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱(基発第0110第1号、平成26年1月10日)、労働安全衛生法等を遵守した作業環境管理基準を定めること。
- 2) 事業者は、管理運営にあたり、作業環境管理基準を遵守すること。
- 3) 法改正等により作業環境管理基準を変更する場合は、市と協議すること。

第4節 作業環境管理計画

- 1) 事業者は、事業期間中、関係法令に基づき、作業環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境管理計画を作成し、市へ報告し、承諾を得ること。
- 2) 事業者は、作業環境管理計画に基づき、作業環境管理基準の遵守状況を確認すること。
- 3) 事業者は、作業環境管理基準の遵守状況について市へ報告すること。

表 6.4.1 作業環境管理基準

項目	基準値	備考
ダイオキシン類	2.5pg-TEQ/m ³ 以下	廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱
粉じん濃度	2mg/m ³ 以下	

第5節 運転に係る停止基準及び要監視基準の設定

1) 対象項目

停止基準及び要監視基準の対象項目は、排ガス、粉じん濃度（リサイクルセンター）、騒音基準、振動基準、悪臭基準、下水道放流、白煙発生、焼却灰及び処理飛灰とする。

2) 停止基準値、要監視基準値

停止基準値は、公害防止基準（第1章 第2節 17）とする。

また、要監視基準は、施設の監視を強化し改善策の検討を開始する基準とし、事業者が設定する環境保全基準（第6章 第1節 1）とする。

3) 要監視基準値を満足できない場合の復旧作業

(1) 再度計測、分析を行い、要監視基準値を満足しているかを確認する。

(2) 再測定、分析の結果、要監視基準値を上回った場合は、その原因を究明し、市に報告の上、対策を施す。

4) 停止基準値を満足できない場合の復旧作業

事業者は、これらの項目の計測、分析の結果が停止基準を上回った場合は、速やかに本施設の運転を停止し、市に報告した上で、以下の(1)から(7)までの手続きにおいて本施設の使用再開を行うものとする。なお、本施設の運転停止が事業者の責めに帰すべき事由の場合、停止した日から起算日として、市は事業者に支払う委託費のうち、固定費を10%減額する。

(1) 停止基準に至った原因と責任の究明。

(2) 事業者による本施設の復旧計画。

(3) 改善作業への着手。

(4) 改善作業の完了確認。

(5) 復旧のための試運転の開始。

(6) 運転データの確認。

(7) 本施設の使用再開。

事業者は、「新野洲クリーンセンターに関する環境保全協定書」に規定する運転停止の解除に必要な再発防止措置計画を作成し、市に報告すること。

なお、市による復旧計画の確認、本施設の改善作業の確認等の際し、市は専門的な知見を有する有識者等に助言を求めることができるものとする。

第7章 資源化促進業務

第1節 資源化物の品質確保

事業者は、リサイクルセンターで回収された資源化物の資源化（有効利用）が安定して適正に促進されることを目的として回収物の品質の確保に努めること。

第2節 資源化の促進協力

事業者は、市の要請に基づき、リサイクルセンターで回収されたペットボトル、アルミニウム類、磁性物等が適正に資源化（有効利用）されるよう市場開拓等に協力すること。

第3節 リユース品の回収

事業者は市の収集または持ち込まれた粗大ごみ等のうちリユース可能なものについて修理等を行い市民へ提供できるよう努めること。なお、修理等に当たっては市の環境団体等と協力を行うこと。

第8章 情報管理業務

第1節 運転記録報告

- 1) 事業者は、熱回収施設、リサイクルセンターのごみ搬入量、排出量（最終処分物、資源化物）、運転データ、用役データ（固定費及び変動費単価）、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、市に提出すること。
- 2) 事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目について市と協議の上決定すること。
- 3) 事業者は、法で定める維持管理状況の記録について作成し、閲覧資料として施設内に備え置くとともに、市のホームページで公表できるよう、市にデータを提出すること。
- 4) 運転記録関連データは、法令等で定める期間又は市との協議による期間保管すること。

第2節 点検・検査報告

- 1) 事業者は、熱回収施設、リサイクルセンターの点検・検査計画及び点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、市へ提出すること。
- 2) 事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目について市と協議の上決定すること。
- 3) 点検・検査関連データは、法令等で定める期間又は市との協議による期間保管すること。

第3節 補修・更新報告

事業者は、補修計画及び補修結果を記載した補修結果報告書、更新計画及び更新結果を記載した更新結果報告書を作成し、市に報告すること。

第4節 環境管理報告

- 1) 事業者は、環境保全計画に基づき計測した環境保全状況を記載した環境管理報告書を作成し、市へ提出すること。
- 2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目について市と協議の上決定すること。
- 3) 環境管理関連データは、法令等で定める期間又は市との協議による期間保管すること。

第5節 作業環境管理報告

- 1) 事業者は、作業環境計画に基づき計測した作業環境保全状況を記載した作業環境管理報告書を作成し、市へ提出すること。
- 2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目について市と協議の上決定すること。
- 3) 作業環境管理関連データは、法令等で定める期間又は市との協議による期間保管すること。

第6節 施設情報管理

- 1) 事業者は、本事業の対象施設に関する各種マニュアル、図面等を事業期間にわたり適切に管理すること。
- 2) 事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、本事業の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- 3) 事業者は、本事業の対象施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法について検討し、

市へ報告すること。

- 4) 事業者は、市が発信するホームページ等に掲載する資料について提出を求められた場合、速やかに対応すること。
- 5) 施設説明用パンフレットの増刷、改訂にあたっては事業者の負担とする。

第7節 その他管理記録報告

- 1) 事業者は、熱回収施設、リサイクルセンターの設備により管理記録すべき項目、又は事業者が自主的に管理記録する項目で、管理記録報告を作成すること。
- 2) 事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目について市と協議の上決定すること。
- 3) 管理記録については、法令等で定める期間又は市との協議による期間保管すること。

第9章 余熱利用業務

第1節 基本事項

事業者は、適切に余熱利用設備を運転し、事業地に隣接した余熱利用施設へ安定した余熱供給を図ること。

第2節 施設内への供給

事業者は、熱回収施設で発生した余熱を利用して施設内へ温水を供給するものとする。

第3節 施設外への供給

将来的に施設外へ熱供給を行う場合（平成 32（2020）年 2 月末竣工、4 月より供用開始予定）は、市の指示に従い温水供給を行うものとする。（施設内への供給後残った熱量全量）

第4節 余熱利用事業への協力

イベント開催時等、余熱利用施設を利用する市民が多い場合はクリーンセンター内の駐車場を開放すること。なお、余熱利用事業で想定しているクリーンセンターでの駐車台数は土曜日 70 台程度、日曜及び祝日は 115 台程度である。

その他、余熱利用施設事業者と、イベント開催等において協力・連携を図ること。

第5節 余熱供給条件

事業者は将来的に温水取合点まで温水供給を供給する際は 2 炉運転時で 79～81℃、1 炉運転時で 78.7～82℃の条件で供給熱量 2.2GJ/h を遵守すること。また、余熱利用施設からの返送温水の温度は 60℃以上である。

第10章 防災管理業務

第1節 二次災害の防止

事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び対象施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

第2節 緊急対応マニュアルの作成

事業者は、緊急時における人身の安全確保、熱回収施設、リサイクルセンターの安全停止、各施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、市の承諾を得ること。また、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、事業者は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善していかなければならない。

第3節 自主防災組織の整備

事業者は、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、市等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告すること。

第4節 防災訓練の実施

緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。また、防災訓練等の開催にあたっては、事前に自主防災組織の構成団体に連絡し、当該団体の参加について協議すること。

第5節 事故報告書の作成

事業者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、市に提出すること。

第6節 災害時への対応

事業者は、地震、竜巻等の災害が発生した際に、本事業の継続や復旧を速やかに遂行するための事業継続計画（Business continuity planning：BCP）を作成し、運営準備期間中に市の承諾を得ること。事業継続計画には、災害、疫病、システム障害などの緊急事態別に具体的な対応方法、事業継続可否の判断指標を設けること。

第 1 1 章 その他関連業務

第1節 清掃

事業者は、施設内及び施設周辺の日常的な清掃及び水路に堆積した底泥の除去作業を年 1 回程度行う。除去した底泥は市の蓮池の里第二処分場に運搬し、処分する。清掃及び水路の底泥除去範囲は別紙 2 の「図 別 2-1」に示す範囲とする。

また、週 1 回程度、国道 8 号線からクリーンセンターまでの沿道の美化清掃についても実施する。沿道の美化清掃範囲は別紙 2 の「図 別 2-3」に示す範囲とする。

第2節 緑化

事業者は、敷地内について、樹木の剪定を年 2 回以上行う。施肥、除草、薬剤噴霧や植栽管理等については市と協議の上、必要な時期に行うこと。また、管理用地及び法面の除草は年 2 回程度行い、景観に配慮すること。緑化範囲については、別紙 2 の「図 別 2-2」に示すとおりである。

第3節 防犯・警備

事業者は、機械警備等にて防犯・警備を行うこと。また、施設の戸締りを行い、第三者の進入防止に努めるものとする。機械警備等の範囲は、熱回収施設及びリサイクルセンターとする。

第4節 保険

本事業に伴うリスクに備えるため、事業期間中、労働災害保険、第三者損害賠償保険に加入すること。また、労働災害保険、第三者損害賠償保険以外でも本事業実施の上で必要と考える保険があれば加入すること。保険金額等については、事業者の裁量に委ねるものとする。

第5節 その他付属施設の運営・維持管理

事業者は、車庫棟・外構施設・多目的広場・遊歩道等の付属施設について、適切に維持管理を行い、機能・美観の維持に努めること。

1) 多目的広場

多目的広場（主にグラウンドゴルフ場）の運営管理については、地元の活用を図ること。広場の芝刈りの実施期間は積雪期間（12 月～2 月）を除いた期間に月 1 回以上とする。また、備品調達は事業者で行うこと。なお、平成 32（2020）年 4 月以降、グラウンドゴルフ場の有料化を予定している。利用料金は市で設定するが、料金徴収業務は事業者で行うこと。

2) 遊歩道

道幅の確保や歩道を遮る雑木の除去等整備を年 2 回程度定期的実施すること。（「図 別 2-1」参照）

3) 工房室

リユース品、家具の修理等を積極的に行い、工房室を有効活用すること。

4) 環境啓発施設（エコプラザ）

市民向けワークショップの開催等、環境啓発施設を有効活用すること。

5) その他

遊歩道、グラウンドゴルフ場、余熱利用施設等を一体的に捉え、市民の健康増進につながるような運営を実施すること。

別紙1：業務の分担

以下に定める業務分担につき各々自らの費用と責任において業務を行うこととする。

1	搬入管理業務（熱回収施設・リサイクルセンター共通業務）			
	業務内容	市	事業者	備 考
1)	受付管理		○	◆計量棟にて収集車、登録業者、一般搬入者、薬剤等副資材及び回収物等の搬入・搬出車両の記録・確認・管理
2)	計量		○	◆搬入車両の計量業務 ◆搬出車両の計量業務 ◆計量記録の管理
3)	搬入車両の案内・指示		○	◆計量棟で搬入・搬出車両の誘導・指示
			○	◆プラットフォームでのごみの荷降ろし場所について、案内・指示・補助
4)	料金徴収		○	◆料金徴収業務
5)	ごみの収集・搬入管理	○		◆廃棄物の収集・搬入 ・収集車（契約車両を含む）により熱回収施設及びリサイクルセンターへ搬入される廃棄物について、それぞれの投入・荷降ろし場所への投入・荷降ろし業務 ・収集廃棄物について受入基準を満たしていないものの処理責任
		○	△	◆搬入時検査の実施
			○	◆搬入された廃棄物の搬入管理 ・処理対象ごみ以外のものについて市へ報告、引渡し ・収集車（契約車両を含む）によりリサイクルセンターへ搬入される廃棄物について、それぞれの荷降ろし場所への誘導業務 ・善管注意義務をもって搬入ごみの監視

2	運転管理業務（熱回収施設）			
	業務内容	市	事業者	備 考
1)	ごみ処理計画作成	○		◆年度別のごみ処理計画に基づく、収集・搬出計画の策定
2)	運転計画の作成		○	◆年度別の計画処理量に基づく施設の点検・補修等を考慮した年間運転計画を作成し市の承諾を得る ◆年間運転計画に基づき月間運転計画を作成し市へ報告 ◆年間運転計画、月間運転計画に変更が生じる場合は、市へ報告し、計画の変更
3)	運転管理マニュアルの作成		○	◆施設の運転操作に関して、操作手順、方法について取扱説明書に基づき、運転管理マニュアルを作成し市へ報告 ◆策定した運転管理マニュアルを、施設の運転に合せて随時改善
4)	搬入物性状分析		○	◆施設に搬入される廃棄物の性状についての定期的な分析・管理
5)	施設の運転（適正処理）		○	◆業務委託契約書、要求水準書、関係法令、環境保全基準を遵守した熱回収施設の運転 ◆本施設の運転操作・運転監視業務 ◆設備・機器の日常点検業務 ◆運転員のダイオキシン安全対策及び運転業務に係る必要な管理業務
6)	処理不適物の処分	○	○	◆搬入物に処理対象ごみ以外のものが混入していた場合の処理対象ごみ以外のものの除去・保管・貯留、市への引渡し ◆搬入物に処理対象ごみ以外のものが混入していた場合の処理対象ごみ以外のものの処分
7)	運転管理記録の作成		○	◆施設の運転に関する運転管理記録を作成し、市へ報告 ・ごみ処理量及び用役使用量等の記録 ・各種計測の記録 ・運転記録、日報・月報・年報等の書類作成 ・施設の点検・保守等の記録
8)	焼却灰・処理飛灰の処分、リサイクル	○		◆処理委託業者との契約業務 ◆処理委託先までの搬送及び処理委託費の支払い
9)	電気・水道料金の支払い業務	○	○	◆電気・水道の契約業務 ◆電気代、水道代の使用料金（基本料金、従量料金）の支払い
10)	燃料・油脂類の調達管理業務		○	◆運転業務に必要な燃料・油脂類の調達、取替え、管理業務
11)	薬品類の調達管理業務		○	◆運転業務に必要な薬品類の調達、取替え、管理業務
12)	その他副資材の調達管理業務		○	◆その他副資材の調達・取替え・管理業務

3	運転管理業務（リサイクルセンター）			
	業務内容	市	事業者	備 考
1)	ごみ処理計画作成	○		◆年度別のごみ処理計画に基づく、収集・搬出計画の策定
2)	運転計画の作成		○	◆年度別の計画処理量に基づく施設の点検・補修等を考慮した年間運転計画を作成し市の承諾を得る ◆年間運転計画に基づき月間運転計画を作成し市へ報告 ◆年間運転計画、月間運転計画に変更が生じる場合は、市へ報告し、計画の変更
3)	運転管理マニュアルの作成		○	◆施設の運転操作に関して、操作手順、方法について取扱説明書に基づき、運転管理マニュアルを作成し市へ報告 ◆運転管理マニュアルを、施設の運転に合わせて随時改善
4)	搬入物の性状分析		○	◆施設に搬入された廃棄物の性状についての定期的な分析・管理
5)	施設の運転（適正処理）		○	◆業務委託契約書、要求水準書、関係法令、環境保全基準を遵守したごみ処理施設の運転 ◆本施設の運転操作・運転監視業務 ◆設備・機器の日常点検業務
6)	資源化物等の搬出・運搬業務	○		◆資源物等の搬出・運搬（業者との契約を含む） ◆資源化物の資源化（有効利用）
			○	◆施設内において資源化物等の保管・貯留・搬出車への積出し ◆鉄類・アルミ類の純度・回収率の確保 ◆不燃・粗大ごみの破碎後可燃物、資源ごみ処理後の可燃物を熱回収施設へ運搬 ◆処理対象ごみ以外のものから選別された焼却処理可能な廃棄物を熱回収施設へ運搬 ◆選別後の不燃残渣の最終処分場までの搬出・運搬 ◆資源化物の資源化（有効利用）の市への協力
7)	処理不適物の処分		○	◆搬入物に処理対象ごみ以外のものが混入していた場合の処理対象ごみ以外のものの除去・保管・貯留、市への引渡し
		○		◆搬入物に処理対象ごみ以外のものが混入していた場合の処理対象ごみ以外のものの処分

3	運転管理業務（リサイクルセンター）			
	業務内容	市	事業者	備 考
8)	搬出物の性状分析		○	◆施設から搬出される、資源化物、処理対象ごみ以外のもの、処理残渣、不燃・粗大ごみの破碎後可燃物等の量について計量・管理 ◆施設から搬出される、資源化物、処理対象ごみ以外のもの、処理残渣、不燃・粗大ごみの破碎後可燃物等の性状についての定期的な分析・管理
9)	不燃・粗大ごみの選別後の不燃残渣の処分	○	○	◆選別後の不燃残渣の保管・貯留、搬出 ◆選別後の不燃残渣の最終処分
10)	運転管理記録の作成		○	◆施設の運転に関する運転管理記録を作成し、市へ報告 ・ごみ処理量及び用役使用量等の記録 ・各種計測の記録 ・運転記録、日報・月報・年報等の書類作成 ・施設の点検・保守等の記録
11)	電気・水道料金の支払い業務	○	○	◆電気・水道の契約業務 ◆電気代、水道代の使用料金（基本料金、従量料金）の支払い
12)	燃料・油脂類の調達管理業務		○	◆運転業務に必要な燃料・油脂類の調達、取替え、管理業務
13)	薬品類の調達管理業務		○	◆運転業務に必要な薬品類の調達、取替え、管理業務
14)	その他副資材の調達管理業務		○	◆その他副資材の調達・取替え・管理業務

4	維持管理業務（熱回収施設・リサイクルセンター共通業務）			
	業務内容	市	事業者	備 考
1)	備品・物品・用役の調達管理		○	◆年間運転計画、月間運転計画に基づく、必要な備品・物品・用役の調達計画、取替え、管理業務
2)	施設の機能維持		○	◆施設の基本性能、公害防止基準を事業期間中維持
3)	維持管理計画書の作成 （点検・検査）		○	◆事業期間を通じた維持管理計画を作成し、市へ報告し、承諾を得る ◆各年度毎の維持管理計画を作成し、市へ報告 ◆各年度毎の維持管理状況を考慮し、事業期間を通じた維持管理計画を更新し、市へ報告
4)	保守点検・補修業務		○	◆維持管理計画書に基づく、施設の状況を考慮した保守点検業務 ◆施設の補修業務
5)	機器更新業務	○		◆機器更新業務
6)	法定点検の実施		○	◆要求水準書に基づく法定点検の実施及び市への報告
7)	建屋の点検・補修		○	◆維持管理計画書に基づく、建屋の状況を考慮した建屋の点検業務 ◆建屋の補修業務
8)	建築設備の点検・補修		○	◆維持管理計画書に基づく、建築設備の状況を考慮した建築設備の点検業務 ◆建築設備の補修業務
9)	外構施設の点検・補修		○	◆維持管理計画書に基づく、外構施設の状況を考慮した外構施設の点検業務 ◆外構施設の補修業務
10)	精密機能検査		○	◆3 年毎に精密機能検査を行い性能の維持に努める
11)	機械室の清掃		○	◆清掃計画を作成し、施設内の清掃業務
12)	安全衛生管理・作業環境管理		○	◆安全衛生管理体制の構築 ◆作業環境に関する調査・計測をし、作業環境管理報告書の作成・報告 ◆安全作業マニュアルを作成し、作業行動の安全に努める
13)	改良保全	○	○	◆改良保全を行う場合、提案者側が計画書の作成を行い、市と事業者の協議

5	環境管理業務（熱回収施設・リサイクルセンター共通業務）			
	業務内容	市	事業者	備 考
1)	環境保全計画の作成		○	◆環境保全基準の遵守を確認するために必要な測定項目、測定方法、測定頻度及び測定時期を定めた環境保全計画を作成し、市へ報告
2)	環境保全に係る計測、分析 （灰含む）		○	◆要求水準書にて規定する環境保全基準に基づき、環境保全計画書に定める項目の計測及び分析を行い、市へ報告
3)	作業環境管理計画の作成		○	◆作業環境管理基準の遵守を確認するために必要な測定項目、測定方法、測定頻度及び測定時期を定めた作業環境管理計画を作成し、市へ報告し、承諾を得る
4)	作業環境管理に係る計測、分析		○	◆要求水準書にて規定する作業環境管理基準に基づき、作業環境管理計画書に定める項目の計測及び分析を行い、市へ報告
5)	モニタリング（立会、監視）	○		◆上記環境保全状況を確認するためのモニタリング（立会、監視）の実施

6	資源化促進業務（リサイクルセンター）			
	業務内容	市	事業者	備 考
1)	資源化物の品質確保		○	◆安定して適正な資源化(有効利用)が行われるよう、リサイクルセンターで選別された資源化物の品質確保
2)	資源化促進業務	○		◆リサイクルセンターで選別された資源化物の資源化促進業務
			○	◆市が行うリサイクルセンターで選別された資源化物の資源化促進業務への市場開拓等の協力

7	情報管理業務（熱回収施設・リサイクルセンター共通業務）			
	業務内容	市	事業者	備 考
1)	運転管理記録の報告		○	◆熱回収施設、リサイクルセンターのごみ搬入量、排出量、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報を記載した運転管理報告書を作成し、市へ提出 ◆運転記録関連データの保管
2)	点検・検査報告		○	◆熱回収施設、リサイクルセンターの点検・検査計画及び点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、市へ提出 ◆点検・検査関連データの保管
3)	補修・更新報告		○	◆熱回収施設、リサイクルセンターの補修計画及び補修結果を記載した補修結果報告書、更新計画及び更新結果を記載した更新結果報告書を作成 ◆補修、更新関連データの保管
4)	環境管理報告		○	◆熱回収施設、リサイクルセンターの環境保全計画に基づき計測した環境保全状況を記載した環境管理報告書を作成し、市へ提出 ◆環境管理関連データの保管
5)	作業環境管理報告		○	◆熱回収施設、リサイクルセンターの作業環境計画に基づき計測した作業環境保全状況を記載した作業環境管理報告書を作成し、市へ提出 ◆作業環境管理関連データの保管
6)	資源化促進管理	○	○	◆資源化状況を記載した資源化管理報告書の作成 ◆資源化管理関連データの保管
7)	施設情報管理		○	◆熱回収施設、リサイクルセンターの各種マニュアル、図面等の管理 ◆補修、更新、改良保全等による施設変更が生じた場合の各種マニュアル、図面等の変更
8)	その他管理記録報告		○	◆熱回収施設、リサイクルセンターの設備により必要な項目、自主管理記録等の管理報告書を作成 ◆管理記録関連データの保管

8	余熱利用業務（熱回収施設）			
	業務内容	市	事業者	備 考
1)	施設内への熱供給		○	◆熱回収施設で発生する余熱を利用した温水の施設内への供給
2)	施設外への熱供給		○	◆市の指示により、施設外への熱供給を行う場合の温水供給（平成 32（2020）年 2 月末竣工、4 月供用開始予定）

9	防災管理業務（熱回収施設・リサイクルセンター共通業務）			
	業務内容	市	事業者	備 考
1)	緊急対応マニュアルの作成		○	◆緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止・復旧手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、市の承諾を得る ◆緊急対応マニュアルの改善
2)	自主防災組織の整備		○	◆台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等に備え、自主防災組織の整備 ◆自主防災組織及び警察、消防、市等への連絡体制の整備
3)	防災訓練の実施		○	◆定期的な防災訓練の実施
4)	事故報告		○	◆事故発生時に緊急対応マニュアルに従い、事故状況、運転記録の市へ報告 ◆事故報告書を作成し、市へ報告

10	その他関連業務			
	業務内容	市	事業者	備 考
1)	市、各種関係団体への報告業務	○	○	◆報告書作成業務及び報告 ◆市が行う報告書作成・報告への協力
2)	見学者への応対業務	○ △	△ ○ ○	◆見学者との日程調整、行政対応 ◆見学者案内説明、見学施設の維持管理 ◆見学者用パンフレット（大人・子ども）印刷
3)	余熱利用事業への協力		○	◆休日（土日祝）等にクリーンセンター内の駐車場等を利用する際の配慮及び余熱利用事業者との協力・連携
4)	交通誘導		○	◆廃棄物搬入者、見学・イベント参加者、リユース品取引者、多目的広場利用者等の交通誘導業務
5)	安全衛生管理	○	○	◆市の管理区分における安全衛生管理体制に基づく安全衛生管理 ◆事業者の管理区分における安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保 ◆安全作業の手順を定め作業行動の安全に努め、作業状況に応じて随時手順の改善
6)	防火管理	○	○	◆管理権原者、管理責任者（防火管理者）の配置 ◆自主検査、火元責任者の任命、防火管理体制の整備
7)	防犯・警備		○	◆警備・防犯体制を市へ報告 ◆機械警備等による熱回収施設、リサイクルセンター、計量棟の警備 ◆夜間・休日の施設の施錠管理
8)	清掃		○	◆敷地内の定期的な清掃業務
9)	緑化		○	◆敷地内の植栽の手入れ
10)	事務用備品・消耗品の調達		○	◆運営事務所及び運営業務実施場所内の備品・消耗品の調達
11)	施設運営上必要な保険への加入	○	○	◆火災保険、機械保険への加入 ・施設所有者として火災保険及び機械的・電氣的事故に対する機械保険の付保 ◆労災保険、第三者賠償保険への加入 ・運営事業における雇用者に対する労災保険及び第三者への賠償保険の付保
12)	その他付属施設の運営・維持管理		○	◆その他付属施設（車庫棟、外構設備）の維持管理業務 ◆多目的広場、遊歩道の維持管理 ◆工房室、環境啓発施設におけるワークショップ等の運営
13)	除雪作業		○	◆敷地内の除雪作業業務
14)	門扉管理		○	◆門扉の維持管理及び開閉

別紙 2：運営・維持管理業務範囲図

運営・維持管理業務（清掃・緑化範囲含む）の範囲は次頁に示す図のとおりとし、施設の開場時間は下記のとおりする。

施設の開場時間

項目	主体	開場日	時間	備考
管理事務所	市	平日	8:30～17:15	年末年始休み※ ¹
ごみ受入	事業者	市委託収集：月～金曜日 （祝日含む）	9:00～12:00 13:00～16:00	年末年始休み※ ¹
		直接搬入：平日、土曜日	9:00～12:00 13:00～16:00	年末年始休み※ ¹ 日曜日の臨時受付あり※ ² 連休時の臨時受付あり※ ³
見学者対応	事業者	申込みに応じて随時	9:00～17:00	年末年始休み※ ¹ 管理事務所開場日以外は事業者で対応
リユース ステーション	市	平日・土曜日（引き取りは 月・木・土曜日（予定））	9:00～17:00	年末年始休み※ ¹
会議室等貸館	市 事業者	申込みに応じて随時	9:00～21:00	年末年始休み※ ¹ 管理事務所開場日時以外は事業者で対応
多目的広場	市 事業者	毎日	9:00～17:00	年末年始休み※ ¹ 管理事務所開場日時以外は事業者で対応

※¹ 年末年始の休みは12月30日～1月3日とする。

※² 日曜日の臨時受付は、県下一斉清掃（年6日）、小中学校・幼稚園PTA清掃（年1日）、災害ごみ対応（要請に応じて随時）を想定する。

なお、臨時受付は行わないが、環境フェスタ等（年2日）を日曜日に想定する。

※³ 四連休以上となる場合に、連休の中で1日の開場日を設ける。

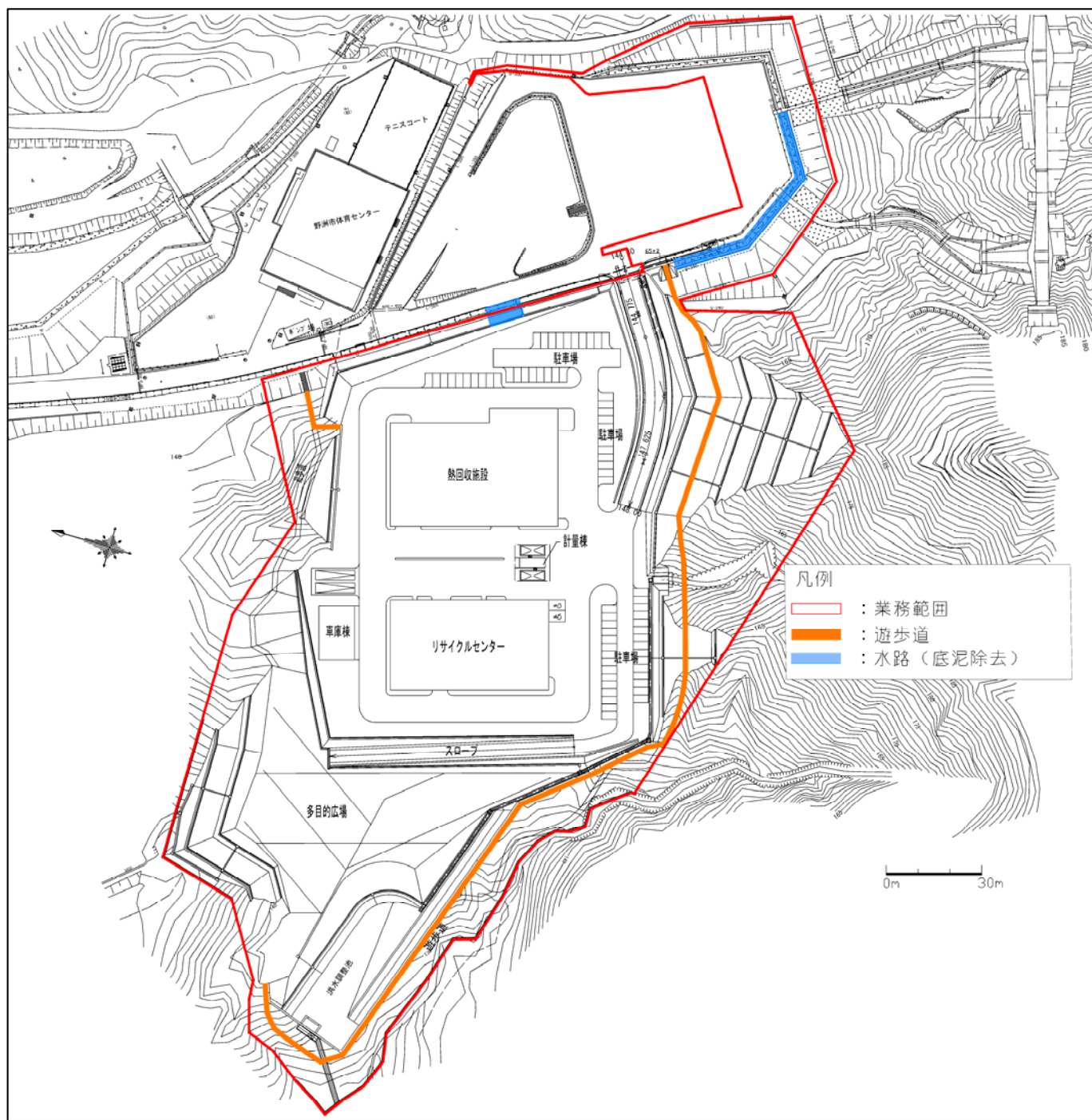


図 別 2-1 清掃業務範囲

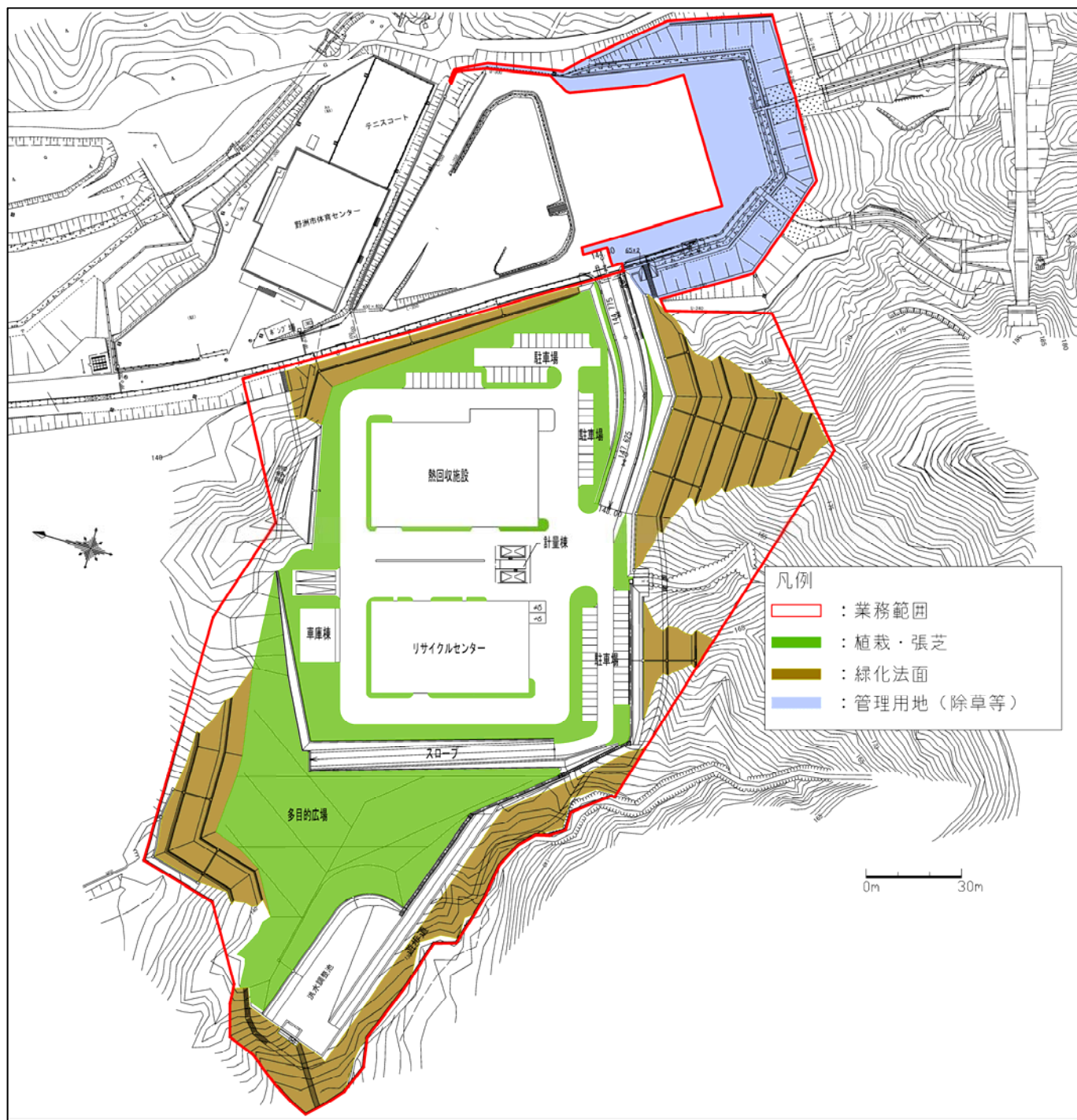


図 別 2-2 緑化業務範囲

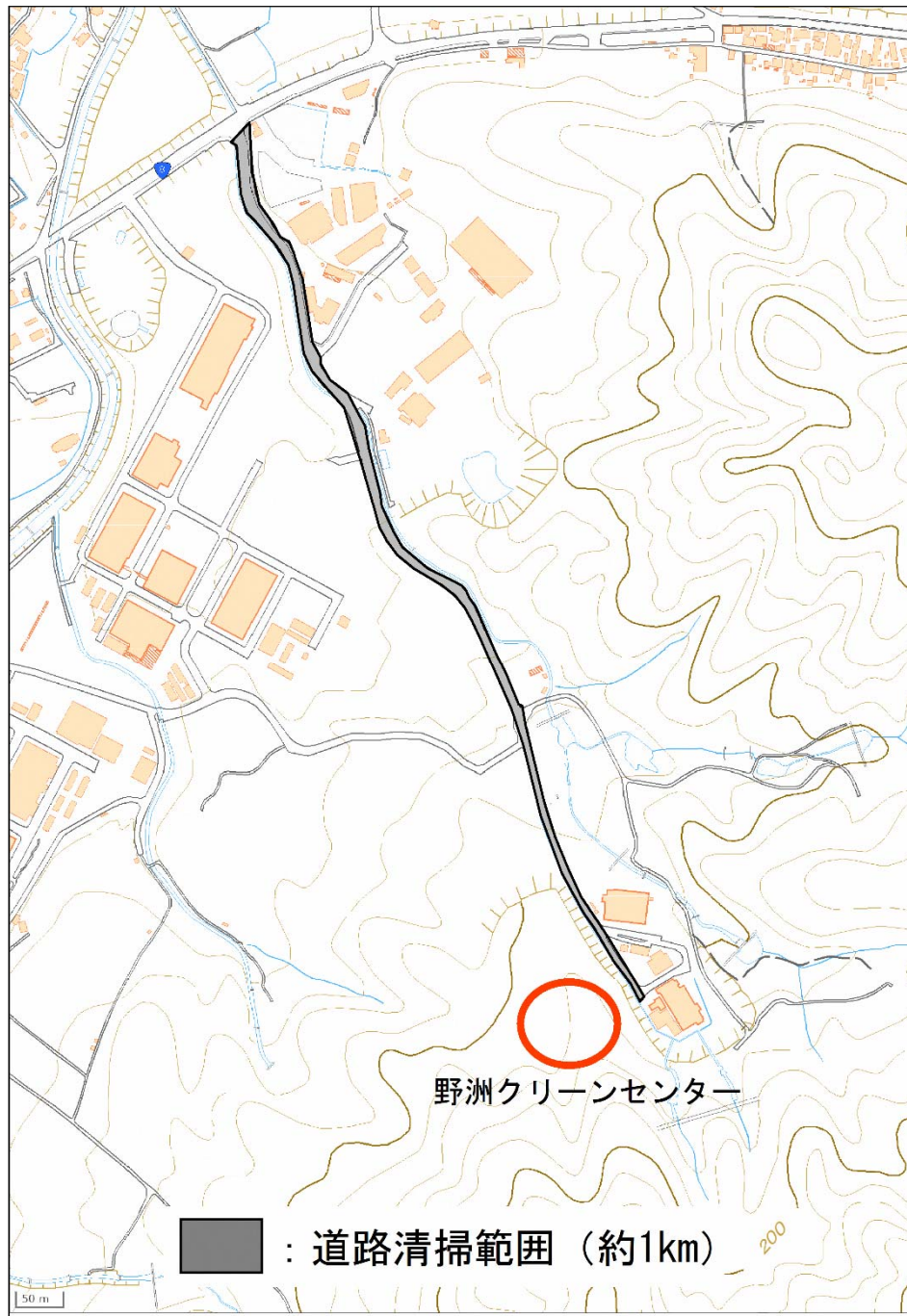


図 別 2-3 維持管理業務範囲 (道路清掃範囲)

熱回収施設、リサイクルセンターの処理フロー及びごみ種別対応一覧を以下に示す。なお、詳細については、市と事業者の協議により決定する。

ごみ種別対応一覧表

ごみ種別	熱回収 施設	リサイクル センター	備 考
燃えるごみ	○	×	
燃えないごみ	×	○	
粗大ごみ	※	○	可燃性粗大ごみは熱回収施設で切断処理を行う。剪定枝は剪定枝破砕機でチップ化する。リユース可能品は貯留ヤードに保管する。
乾電池	×	○	市が搬出を行う。
ペットボトル	×	○	市が搬出を行う。
新聞紙	※	×	直接搬入ごみのうち、資源化可能な紙類は市が設置する回収用コンテナに分別して保管する。
ダンボール	※	×	
雑誌類	※	×	
古布類	※	×	直接搬入された場合は燃えるごみとして処理する。
空き缶・金属類	×	※	汚れたもの、引越し等の事情により収集に出せないものは燃えないごみとして処理する。
空きビン	×	※	
蛍光灯、ボタン電池、体温計等	×	※	リサイクルセンターで保管する。搬出は市が行う。
小型家電	×	※	リサイクルセンターで保管する。搬出は市が行う。
家電リサイクル対象品	×	※	リサイクルできない（メーカーが引き取らない）もの限り粗大ごみとして処理する。
パソコン	×	※	
土砂・がれき類	×	×	市が蓮池の里第二処分場で受入れ、処理する。

○：処理可 ×：処理不可 ※：直接搬入される際、混入されている場合があるので、備考欄を参考に処理すること。

別紙 4：費用負担

本事業を実施する上で、ユーティリティーに係る費用負担を以下に示す。

1) 電気料金

熱回収施設、リサイクルセンターにおいて使用する電力は、電気事業者との契約を市が行い、本事業の事業者の費用負担とする。

2) 水道料金等

熱回収施設、リサイクルセンターにおいて使用する上水道料金及び下水道使用料は上水道事業者及び下水道事業者との契約を市が行い、本事業の事業者の費用負担とする。

3) 灯油

熱回収施設、リサイクルセンターにおいて使用する灯油は、本事業の事業者の費用負担とする。

4) 薬剤

熱回収施設、リサイクルセンターにおいて使用する薬剤は、本事業の事業者の費用負担とする。

4) 車両や機械等の燃料

熱回収施設、リサイクルセンターにおいて使用する車両や機械等の燃料は、本事業の事業者の費用負担とする。

5) 焼却灰・処理飛灰

熱回収施設において発生する焼却灰・処理飛灰については、処理委託業者との契約を市が行い、処理委託費用も市の費用負担とする。

別紙 5：本施設の稼動に係る計測項目（環境保全計画）

測定項目		基準値	測定場所※3	計測頻度	
				分析	常設計 器 監視
ごみ処理	ごみ質（投入ごみ）	※1	ホッパステージ	4回／年	—
	ごみ質（収集可燃ごみ）	※1	ホッパステージ	4回／年	—
	ごみ質（破砕可燃物）	※1	可燃物バンカ	4回／年	—
	ごみ質（破砕不燃物）	※1	不燃物バンカ	4回／年	—
	二次燃焼室燃焼ガス温度	850℃以上	燃焼室出口	—	連続
	集じん器入口ガス温度	150～200℃以下	集じん器入口	—	連続
排ガス	ばいじん	0.01 g /m ³ N 以下	煙突：2 系統	4回／年	連続
	塩化水素	50ppm 以下		4回／年	連続
	窒素酸化物	50ppm 以下		4回／年	連続
	硫黄酸化物	30ppm 以下		4回／年	連続
	一酸化炭素(4 時間平均値)	30ppm 以下		4回／年	連続
	水銀	50 μg/ m ³ N 以下		4回／年	連続
	ダイオキシン類	0.05ng-TEQ/m ³ N 以下		4回／年	—
	悪臭	※4 及び※5		2回／年	—
周辺環境	騒音（朝 6:00～ 8:00）	50dB 以下	敷地境界 2 箇所	2回／年	—
	騒音（昼 8:00～18:00）	55dB 以下			
	騒音（夕 18:00～22:00）	50dB 以下			
	騒音（夜間 22:00～ 6:00）	45dB 以下			
	振動（昼間 8:00～19:00）	60dB 以下	敷地境界 2 箇所	2回／年	—
	振動（夜間 19:00～ 8:00）	55dB 以下			
	浮遊粉じん	0.10mg/m ³ 以下	敷地境界 2 箇所	2回／年	—
	アスベスト	10f/L	敷地境界 2 箇所	2回／年	—
	悪臭	※4	敷地境界 2 箇所 及び裏山	2回／年	—
	ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m ³	敷地境界 2 箇所	1回／年	—
	二酸化硫黄	日平均値 0.04ppm 以下 1 時間値 0.1ppm 以下	敷地境界	2回／年	—
	二酸化窒素	日平均値 0.04ppm 以下	敷地境界 2 箇所	2回／年	—

	塩化水素	1 時間値 0.02ppm 以下	敷地境界	2 回／年	—
作業環境基準	粉じん濃度	0.01g/Nm ³ 以下	排気出口	2 回／年	—
		2g/m ³ N 以下	作業場所	1 回／年	—
	アスベスト	10f/L	破砕機周辺	2 回／年	—
	ダイオキシン類※2	2.5pg-TEQ/m ³ 以下	炉内・炉室 計 5 箇所	2 回／年	—
	脱臭装置出口臭気指数	※5	脱臭装置出口	2 回／年	—
搬出物	重金属溶出（破砕不燃物）	—	不燃物バンカ	4 回／年	—
	純度（破砕アルミ、破砕鉄）	—	破砕アルミバンカ、破砕鉄バンカ	4 回／年	—
	熱灼減量（焼却灰）	10%	灰ピット	24 回／年	—
	含水率（焼却灰）	—	灰ピット	24 回／年	—
	鉛溶出（焼却灰）	0.3mg/L	灰ピット	4 回／年	—
	重金属溶出（焼却灰）	※6	灰ピット	1 回／年	—
	鉛溶出（処理飛灰）	0.3mg/L	灰ピット	12 回／年	—
	重金属溶出（処理飛灰）	※7	灰ピット	4 回／年	—
	ダイオキシン類（焼却灰）	3ng-TEQ/g 以下	灰ピット	2 回／年	—
	ダイオキシン類（処理飛灰）	3ng-TEQ/g 以下	灰ピット	4 回／年	—
稲荷川 モニタ リング	水質ダイオキシン類	0.25pg-TEQ/L 以下	稲荷川洪水調整池及び砂防沈砂池	1 回／年	—
	底質ダイオキシン類	37.5pg-TEQ/L 以下			—
天神川 モニタ リング	水質ダイオキシン類	0.25pg-TEQ/L 以下	天神川洪水調整池	1 回／年	—
	底質ダイオキシン類	37.5pg-TEQ/L 以下			—

※1： ゴミ質分析には水銀含有量の測定も含めるものとする。

※2： ダイオキシン類対策特別措置法施行規則による

※3： 測定場所については、野洲市熱回収施設・リサイクルセンター建設工事における引渡し性能試験に準じるほか、市の指示によるものとする。

※4： 悪臭物質 22 項目及び臭気指数

※5： 悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総令第 39 号）第 6 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する方法で算定された臭気排出強度の許容限度とする。

※6： 焼却灰のセメントリサイクルのために必要な重金属類及び有害物質 24 項目

※7： 大阪湾広域臨海環境整備センターとの一般廃棄物埋立処分委託契約書に基づく重金属等 8 項目